

26茅市相第118号  
平成27年 1月30日

新政ちがさき  
代表 岸 正明 様

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

2015年度 茅ヶ崎市予算に関する要望事項（回答）

厳寒の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年11月19日付けにて御要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

（事務担当 市民相談課市民相談担当）

受付No.607

## I. 行財政改革について

### 1. 市民生活を守るために、公平な税負担、無理のない医療費負担等の制度への改善を国に働きかけ、市としても生活困窮者への救済措置を確実に講じていくこと。

(担当：広域事業政策課、保険年金課、収納課、高齢福祉介護課)

市税の徴収における生活困窮者への救済措置につきましては、納税の猶予に基づく分割納付の相談、滞納処分の執行停止等を行っております。

さらに、救済措置としての個人住民税の減免につきましては、「生活が著しく困難となり、分割納付等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者等に対する救済措置」という地方税法の減免の趣旨に基づき設けられている制度です。具体的には、失業や廃業等により、前年に比べて収入が著しく減少し生活困窮となり、納税が困難な場合等について適用されることと規定されております。

本市といたしましては、現在行っております納税の猶予や市税の減免により生活困窮者への配慮はなされているものと考えております。今後とも納税者の納税負担の公平性を維持するため、適正な税務事務が遂行されるよう努めてまいります。

社会保障改革プログラム法の規定に基づく新制度に移行するまでの間、国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度とするために、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国民健康保険の広域化を推進するとともに、財政基盤の拡充・強化を図り、実効ある措置を講じ、市民が安心して医療を受けられる医療保険制度が構築されるよう、関係団体と連携して要望してまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、保険料徴収や窓口業務を行います市といたしましても、高齢者へのより一層の配慮が行えるよう、運営主体である広域連合を通じて国に働きかけを行ってまいります。

介護保険につきましては、以前より生活困窮者に対する保険料の軽減制度を設けております。介護保険では低所得者であっても保険料負担がありますが、次期の改正では、現行の仕組みとは別に低所得者に対する軽減制度が検討されております。市といたしましては、この軽減制度を最大限活用して、低所得者対策を進めてまいります。

さらに、公平な税負担、無理のない医療費負担等の実現に向けた制度の改善につきましては、全国市長会等を通じて、引き続き国に要望を行ってまいります。

### 2. ITの活用について

- ① ツイッターやフェイスブックの活用に関し、課や施設レベルでの展開について先進事例を研究検討して進めること。その際には職員の利用指針や提供する情報のガイドラインなどを定め、市のホームページで示すこと。

(担当：秘書広報課)

ソーシャルメディアを活用した市政情報の発信につきましては、双方向でリアルタイムでの情報発信、情報共有が可能であることから、本市のイベント等を市内外へPRできるコミュニケーションツールであると認識しております。

そのため、平成23年4月からツイッターを活用し、防災情報やイベント情報等の発信を行ってまいりましたが、若年層向けへのさらなる市政情報の発信を図るため、広報の基本的な考え方を位置付ける中でフェイスブックを活用した情報発信手法の検討や職員の利用基準等の策定作業を進めてまいります。

今後につきましては、職員の利用基準の公表と併せて市議会総務常任委員会からの提言等も踏まえ、広報に関する基本的な考え方を位置付け、その中で本市の魅力とブランド力の向上につながる施策等をツイッターやフェイスブックを活用しながら効果的な情報発信を行ってまいります。

## ② ビッグデータの活用のために、ITと統計分析に詳しい人材の育成に取り組むこと。もしくは、スキルのある人材の採用などを検討すること。

(担当：職員課)

IT技術の進展に伴い、大量で多様なデータの活用が可能となりつつあり、データ量・データ種類が多く、データの迅速な処理・解析が必要といわれるビッグデータの分析手法は、データが増えれば増えるほど精度が上がると言われております。このようなビッグデータは、現在国や民間企業において活用が行われ始めており、市での活用の在り方についても研究する必要性があると認識しておりますが、ビッグデータを活用する方法につきましては、専門的訓練を積んだ外部の人材を活用する方法もあると考えております。

## ③ 災害アプリに限らず、観光情報や道路の破損といった情報収集のためのアプリの活用を進めること。

(担当：情報推進課、秘書広報課)

情報収集のためのアプリにつきましては、防災の観点から被害状況を早期把握し、対応することが可能となることに加え、日常的な課題の共有・解決にもつながり、市民サービスの向上にもつながる有効な手段であると考えております。

現在、本市の庁内ネットワーク環境は業務用に一本化されており、市民の皆様の情報を管理しているサーバ類が接続されているため、運用にはセキュリティを確保するための新たなネットワーク環境を構築する必要があるため、新庁舎建設にあわせ庁内ネットワークの見直しを進めております。

なお、市民の皆様からいただいた情報を共有・整理するための仕組みを構築する課題もありますので、他市で行っている実証実験等の結果も参考にしながら、引き続き導入に向けた議論を深めてまいります。

- ④ 複数課で各種異なるGISを導入活用しているが、行政経営や市民に対する情報提供の観点からひとつに統合し利用できるようにすること。今後は「まっぷ de ちがさき」での利用を視野に入れて開発を行うこと。

(担当：情報推進課)

質の高い行政サービスの提供に向けた地図情報のデジタル化は有効な手段の一つであると認識し、個別業務ごとにそれぞれ独自に開発運用を行ってまいりました。また、平成19年度には行政経営や市民への情報提供の観点から、すでに個別で開発運用している地理情報システムを既存の電子資産とし、データの統合を行うことにより内部事務の効率化を図るだけでなく、市民の皆様にも利用可能な地理情報システムとしての構築について検討を行っております。

しかしながら、様々な検討を進める中で、複数の縮尺で作られた地図を一つの縮尺に統合することによる誤差への対応や一つのパッケージでは全ての機能を網羅することができないこと等から新たに構築をすることが必要となり、新たに構築するには費用が高額になる等の課題が挙げられております。これらのことから現在は、各課個別で開発運用している地理情報を再掲載し内部事務だけではなく市民への情報提供を行う方式「まっぷ de ちがさき」を採用しております。

今後も、地図情報のオープンデータ化とシステムの動向を注視し、費用対効果を十分に踏まえた上で内部事務の効率化や市民の皆様への情報提供に最適な方式を探っております。

### 3. 自治基本条例の推進について

- ① 条例の推進に向けて、アクションプランを着実に遂行すること。またその他必要な取り組みも含め、年度ごとの推進の状況とその結果について公表すること。また、その進捗管理を行う附属機関を設置すること。

(担当：行政総務課)

平成22年4月1日に施行しました茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨にのっとり、本市における自治を推進するため、平成22年5月に「自治基本条例施行に伴うアクション・プラン」を策定いたしました。市は、このアクション・プランに掲げられた取組を計画的に遂行し、毎年度の取組状況をホームページへの掲載や市民向け講演会での報告等を通じて公表してまいりました。

また、平成24年度に自治基本条例の検証を実施し、この検証の結果を踏まえ、平成25年7月に、平成25年度から平成28年度までの取組をまとめた「自治基本条例推進のためのアクション・プラン」を策定いたしました。このアクション・プランに係る取組につきましても、これまでと同様、毎年度ホームページ等で公表してまいります。

また、進行管理を行う附属機関の設置につきましては、「自治基本条例推進のためのアクション・プラン」の取組に掲げておりますとおり、平成24年度に実施しま

した検証の振り返りを行い、次回の検証の在り方を検討する中で精査をしてまいります。

## ②条例の理念に基づき、積極的な情報公開と情報共有を行うこと。

(担当：行政総務課)

市政に関する制度や現在進めている事業の進捗などについて市民の皆様と情報を共有していくことは、市民参加や協働によるまちづくりを進めていく上で前提となる重要な取組の一つです。

これまでも様々な計画や条例の策定に当たりましては、柔らかい段階で市民の皆様に案をお示しし、情報共有を図りながら御意見を伺う機会を設けてまいりました。また、市政の状況を分かりやすくお伝えするために市政情報紙を発行するなど、積極的な情報提供に努めてまいりました。

今後も、情報を提供する時期や内容、提供する方法などを精査し、より一層市民の皆様と市政に関する情報の共有が図られるよう努めてまいります。

## ③「公民連携」の取り組みは、条例の理念に基づき行うこと。

(担当：企画経営課)

公民連携の取組は、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に掲げた新しい市政の基軸の1つである「新しい公共」の形成を実現するための取組です。

公民連携を推進する際には、自治基本条例における自治の基本理念を踏まえ、民間団体、民間事業者、行政の役割分担を見直し、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねることで、「事業実施主体の最適化」を図り、市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進めてまいります。

## ④住民投票条例を早期に制定すること。

(担当：行政総務課)

平成22年4月に施行しました、自治基本条例第28条には、「別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について直接に意思を確認するため、住民投票を実施することができる」と規定しております。このことから、市では、住民投票制度について検討を進めてまいりました。

平成22年度から、住民投票条例のタイプ別の調査研究をスタートし、これまでに、市民の皆様から御意見をお聴きしながら、住民投票制度の方向性について整理を行い、平成26年2月に、「住民投票制度に関する基本的な考え方」をまとめております。

この基本的な考え方の中で、あらかじめ「常設型」住民投票条例を制定することは、多様な意見を聴取する手段の一つとして間接民主制を補完することにもなり、

本市における住民自治の更なる充実につながる、という考えのもと、「常設型の住民投票条例の制定を目指す」としたところです。

平成26年度から、常設型住民投票条例の制定に向け、公募による市民や学識経験者等で構成される附属機関「住民投票制度検討委員会」を立ち上げ、住民投票制度における重要事項を整理し、住民投票について検討を進めております。

#### 4. 「公契約条例」については、社会情勢を考慮し早急に制定すること。

(担当：契約検査課)

公共工事については、工事に従事する労働者の雇用、社会保険及び給与に反映される一般管理費について、最低制限価格を設定する基準として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のいわゆる中央公契連モデルに準じて平成25年度から30パーセントから55パーセントに引き上げております。

社会情勢が変化していく中で、労働者の雇用と適正な労働条件の確保を目的に、国が中心となり実効性のある対応を図っており、本市においても適正に対応しております。

公契約条例につきましては、平成25年度に神奈川県が公契約に関する協議会を設置し、同協議会が平成26年3月の会議において、条例制定について、賃金の下支えのため必要があるなどとする積極的意見と労働者の削減、熟練工賃金への影響や事務負担などの問題から反対の意見があり賛否両論並記の結果を報告しています。本市といたしましては、神奈川県が示す公契約条例の方向性を注目しつつ、国及び関連業界の対応等も引き続き注視するとともに、労働者の雇用や労働条件の改善に向けた有効な手法の導入を検討してまいります。

#### 5. 労働関連法規の理念に則り、各課かいの業務量等を客観的に分析するなど職員の残業等の格差を是正し、人員を適正配置することに努めること。

(担当：職員課)

各所属に配置する職員については、業務の内容の変化等に応じて柔軟に配置し、残業等の格差をなくすように努力をしているところでございます。今後につきましても、国や神奈川県からの権限委譲による事務の増加や社会状況の変化、市民ニーズの多様化等への対応を見据えながら引き続き業務量に応じた適正配置を行うとともに、業務の切り分けによる非常勤職員の活用などを通して残業等の格差の解消に努めてまいります。

#### 6. 人事評価制度においては、人事考課制度や双方向評価制度の導入などを拡充し、透明・公正な人事制度の確立を図ること。

(担当：職員課)

本市の人事評価制度につきましては、自らの行動を振り返ることによる気づきや

評価者による面談やこの制度をとおして得られる気づきを基に職員の成長へつなげることによる人材育成を主眼に運用しております。なお、現在、地方公務員法の改正を踏まえ、平成28年度に全職員を対象とした本格実施へと移行すべく検討会議を設置し、より納得性、公平性の高い制度とするための取組を進めております。

## 7. 労働安全衛生法の理念に則り、教職員を含む職員の心身の健康管理やリスクマネージメントの拡充を図ること。

(担当：職員課、学務課)

職員の健康管理につきましては、定期健康診断、B型肝炎予防接種、破傷風予防接種等を実施し、公務災害や職業病の予防を図るとともに、職員の健康保持の促進を図っております。特に、メンタルヘルス対策につきましては、産業医による面談、臨床心理士による職員相談、メンタルヘルスケア研修、保健師等による健康指導、長期休業者に対する面談や職場復帰訓練等を実施し、職員の心の健康づくりに努めております。

また、長時間の時間外勤務職員への措置として、時間外勤務が月80時間を超える職員については、職員の希望に応じて医師や保健師による面接指導を実施していくよう体制を整備いたしました。なお、現在、産業医の配置状況の見直しを行っているところであり、今後につきましては、職場巡視の充実をはじめ、健康管理や危険予防のより一層の充実を図ってまいります。

小・中学校の教職員につきましては、定期健康診断、結核健康診断等の健康診断、長時間時間外勤務者に対する教育委員会産業医による面接指導や健康相談、各小・中学校への衛生推進者の配置、臨床心理士によるメンタルヘルス講演会等を実施し、教職員の健康保持の促進に努めております。また、長期休業者に対しては面談や職場復帰訓練等を実施し、円滑な職場復帰に努めております。今後も各取組を継続し、教職員の健康保持の増進を図ってまいります。

## 8. 市民便利帳ちがさき生活ガイドについて、全戸配布ができるような方法を検討し実施すること。

(担当：秘書広報課)

市民便利帳「ちがさき生活ガイド」につきましては、市政情報のほか「まちの情報」や「暮らしの情報」等を掲載し、多くの市民の皆様に御活用いただいております。

現在、毎年度2万部を作成し、転入者や希望される方々を対象に市役所をはじめ、主な公共施設で配布するとともに、市公式ホームページにも掲載することで、市民の皆様へのPRにも努めているところです。

同便利帳の全戸配布につきましては、現在の発行部数に加え、約7万部の増刷に伴う新たな財源の捻出や、新たに転入者用の部数を確保すること等を踏まえ、現時

点での全戸配布は非常に困難であると考えております。

今後につきましては、近隣他市の市民便利帳の配布状況等も調査しながら、引き続き行政情報と広告のバランスを考慮し、誰もが見やすく、わかりやすい市民便利帳「ちがさき生活ガイド」の作成に努めてまいります。

## II. 都市・生活環境整備について

### 1. 未整備雨水幹線の整備を加速するとともに、その枝線（面整備）の整備を行い、 いっ水を解消すること。

（担当：下水道河川建設課）

本市の雨水整備としまして根幹的施設である雨水幹線の整備を継続的に順次進めており、平成26年度末における雨水幹線整備率は約93.9パーセント、面的な枝線の整備率は約52.1パーセントの見込みとなっております。

今後の雨水幹線の整備としましては、現在事業着手している浜竹雨水幹線、萩園第2-1の雨水幹線及び萩園第2-2雨水幹線の整備を引き続き上流部に進めていく予定としております。

雨水の枝線（面整備）につきましては、本市は狭隘な道路内にガス管や水道管等の地下埋設物が錯綜しており、新たな雨水施設の埋設位置の確保など困難な状況が多く、整備にかなりの時間を要しておりますが、浜竹地区や萩園地区など今後も整備を推進し、いっ水の軽減を図ってまいりたいと考えております。

### 2. 私道や傾斜地等の理由によるいっ水対策未整備地域では、周辺住民の意向を十分に聴取する中、早急に対応すること。

（担当：下水道河川管理課）

私道を含む私有地等においては、公共下水道本管及び公共枿以外の施設は、整備及び維持管理については土地の所有者及び利用者が行っております。

そのため、将来的にも私有地等の雨水施設整備等を市で行う予定はございませんが、私有地等が溢水している場合、取り付いている公道も溢水していることが多いため、公道部の溢水が解消されることにより私有地等の溢水も軽減されることと考えており、今後も公道部の溢水対策に取り組んでまいります。

### 3. 砂浜の浸食対策を中心とした海岸整備を引き続き県に働きかけること。また、 サザンビーチ海水浴場付近にトイレの拡充及びシャワーを設置すること。

（担当：産業振興課、農業水産課）

砂浜の浸食対策の取組といたしましては、神奈川県及び相模湾沿岸13市町の首長、県議会議員の代表を構成員とする「なぎさづくり促進協議会」により、技術的支援や財政措置の充実について、神奈川県と連携をとりながら、国ならびに神奈川県選出衆参国

会議員への要望活動を毎年実施しております。

茅ヶ崎海岸のうち、侵食の激しい中海岸地区に関して、神奈川県藤沢土木事務所が平成18年に海岸利用関係者を含めた「茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会」を設置し、海岸侵食対策を検討しております。

本市としましては、良品の養浜材として利用できる茅ヶ崎漁港西側の堆積砂3,000立方メートルを神奈川県養浜事業に提供し、神奈川県と連携して、砂浜の回復・保全に取り組んでおります。

その成果といたしまして、中海岸におきましては養浜事業実施前と比較して平成26年6月現在、30メートルの汀線の前進が確認されております。このほか、柳島海岸や菱沼海岸につきましても、神奈川県により維持的な養浜を継続して行っております。

サザンビーチちがさき海水浴場付近のトイレにつきましては、平成19年度より公共下水道に対応した水洗仮設トイレを導入し、現在、年間を通じて11基を設置し、来訪者の利便性の向上を図っているところです。

また、海水浴場開設期間中には、海水浴客の利便を図るため、30基の仮設簡易トイレを増設し、対応しております。

堅固なトイレ及びシャワーの設置につきましては、海岸利用者のための利便施設の整備として、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に位置付けられているA地区（漁港背後地）の国から市に無償譲与された土地の一角に公衆トイレ及びシャワー、足洗い場を平成27年6月末日までに建設する予定でございます。

同プランで位置付けられているC地区に海岸利用者のための利便施設の整備としてトイレ、足洗い場のある公園の詳細設計を実施いたしました。整備につきましては、神奈川県と協議を行いながら、検討を行ってまいります。

#### 4. 相模川左岸全区間の護岸について、津波対策を含め、早期に整備完了するよう国への働きかけを強めること。

（担当：広域事業政策課）

相模川左岸のこれまでの本市域における整備状況といたしましては、萩園地区の寒川町境から平塚市境までの約1,200メートルと、河口部の約350メートルが既に整備済みでございます。

現在、国道1号馬入橋上流から平太夫新田地区既設堤防までの約850メートルの整備を進めており、平成25年度末現在の用地買収率は約54パーセントとなっております。

なお、築堤整備につきましては、平成25年度には平塚市須賀地区の馬入橋上流、約120メートルの整備を行い、平成26年度は、完成した約120メートルの上流に約80メートルの築堤工事が行われる予定であり、国としては、引き続き用地取得に努めていくとともに、並行して一部堤防の整備を進めていくとのことでございます。

また、中島地区につきましては、新湘南国道第Ⅱ期工事と合わせ整備を図る計画ではありますが、地震発生時における津波の遡上や、昨今、全国各地における記録的な大雨等による河川の氾濫や土石流の発生等の被害から、堤防未整備箇所の早期整備を国に対して要望しております。

なお、相模川の整備促進を図ることを目的に茅ヶ崎市、平塚市、寒川町で構成する相模川整備促進協議会におきましても、国等に対しまして、未整備箇所における整備年度や整備方針の明確化を図られるよう引き続き要望してまいります。

**5. 千ノ川について、県管理区域の整備促進を引き続き県に強く求めること。また、現在のゲリラ豪雨のいっ水対策として、飯島橋から北茅ヶ崎橋までの区間の護岸整備による河道拡幅整備を早期実現できるよう努めること。**

(担当：下水道河川建設課、広域事業政策課)

千ノ川周辺地域の根本的な浸水対策につきましては、千ノ川の水位を下げる事が重要であり、平成21年10月には千ノ川の整備を推進するための「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、平成23年度からは飯島橋下流の学校給食共同調理場付近の護岸拡幅工事を実施し、平成24年度からは飯島橋から北茅ヶ崎橋までの区間の用地買収等を実施いたしました。平成26年度から、2か年計画で用地買収が完了した区間の護岸拡幅工事を推進してまいります。

また、護岸拡幅工事以外にも、平成21年度には、上ノ田公園雨水調整池（6,000トン）を、平成22年度には、菱沼雨水幹線北側の高田3、4丁目地内にポンプ整備を、平成26年8月には新千ノ川橋ポンプを整備いたしました。さらには、小中学校等の公共施設での一時的な雨水貯留施設の整備、「茅ヶ崎市まちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」による開発時の雨水浸透施設や貯留施設の設置等の方策も進めているところでございます。

現在、千ノ川を補助事業として整備するにあたり策定した社会資本総合整備計画「茅ヶ崎市における浸水対策の推進」において、千ノ川整備事業と一体的に実施する効果促進事業として、雨水貯留タンク設置事業が事業採択されており、関係自治会と引き続き協議を行い、事業の推進を図っております。

千ノ川の小出川合流点から梅田橋までの約1.7キロメートルは、神奈川県藤沢土木事務所が管理しており、平成20年度に護岸整備工事は完了しており、現在、浸水対策として、河床に堆積した土砂の掘削や除草等を実施し、流路確保を図っております。

なお、神奈川県に河川改修について確認したところ、平成25年度に梅田橋からとはま人道橋までの320メートルの区間において、梅田橋から下流169メートルを実施したところですが、平成26年度は引き続き、残り151メートルについて平成26年12月上旬から平成27年3月上旬まで河床掘削を実施する予定で、

今後も河川管理施設の機能を確保するとともに、河川環境の保全にも配慮し、河川の適切な維持管理を進めてまいりますとの回答をいただいております。

市といたしましても、引き続き河川浸水対策や河川環境の更なる改善を神奈川県に対し要望してまいります。

## 6. 公共施設での太陽光発電装置、屋上緑化、貯水施設等を設置して自然エネルギー・雨水の利用等、率先した自然環境・水循環に配慮した整備を進めること。また、民間・企業等に対し環境配慮の促進を働きかけること。

(担当：環境政策課、教育施設課、用地管財課、建築課、施設再編整備課、下水道河川建設課、産業振興課)

公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、平成26年度には(仮称)松浪地区地域集会施設やつつじ学園に、また、平成27年度には市役所新庁舎に設置をしております。

既存の施設については老朽化や構造上の点から屋上へ荷重をかけられない場合もございますが、耐震性の改善などによる大規模修繕の時期等をみながら、国の補助金等を利用した設置を今後も検討していく必要がございます。

現在、本市の各公共施設の整備を推進するにあたり、環境や健康に十分配慮し、資源のリサイクルや省エネルギーに対応した材料、機器等を積極的に採用しております。引き続き、ライフサイクルコスト全体を通して、エネルギー消費を抑えた公共施設の再整備を進めてまいります。なお、雨水利用につきましては、平成23年度に市役所敷地内に雨水貯留タンクを設置し、花壇等のまき水に再利用していることから、新庁舎でも、貯留した雨水を屋上緑化部分に散水する設備を設置することとしております。

屋上緑化につきましては、新庁舎の一部の屋上を緑化します。また、汐見台小学校教室棟の屋上には水田を設置し、省エネルギー化だけでなく農業体験にも活用しておりますが、既存の施設ではスペース、荷重、土壌や排水対策など様々な課題もあることから、大規模な改修時に検討することとしております。また、屋上緑化とともに緑のカーテンによる壁面緑化を推進しており、市役所庁舎では、仮設庁舎へ設置しております。

近年、集中豪雨が多発しているなかで、雨水を一時貯留する施設や浸透する施設は、雨水が一举に下水道や河川に流れ込むのを防止し、都市型洪水被害の低減につながります。また、貯めた雨水を散水等に再利用したり、浸透させたりすることにより水循環が維持されることとなります。

雨水流出抑制及び雨水利用のための雨水貯留タンクの設置を促進することを目的として、市内の公共施設や小・中学校に雨水貯留タンクを55基設置いたしました。また、平成21年度からは、市内に雨水貯留タンクを設置した市民に対して補助金を交付することにより設置の促進に努め、平成26年10月までに264基のタン

クに対して補助金を交付しております。それとともに、平成25年度から、千ノ川流域について新たな浸水軽減対策としてモニター制度による雨水貯留タンク設置を行っており、平成26年10月までに59基のタンクを新たに設置いたしました。

併せて、大雨時に雨水を貯留できる土地に対して、平成5年度から市街化区域を対象に遊水機能土地保全補助金制度を設け、実施しております。平成21年度からは市内全域を対象を広げ、遊水機能のある土地の保全に努め、雨水の想定貯留量は約85,000トンとなり、浸水軽減を図っております。

環境への配慮に取り組む企業に対する支援策としましては、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」（通称：ビルドアップ茅ヶ崎）を施行し、騒音・振動対策、太陽光発電設備、雨水貯留施設など環境負荷の低減に繋がる施設の設置に対しての固定資産税、都市計画税の軽減措置を設けており、今後も制度の周知に努めてまいります。

#### 7. 再生可能エネルギーについて、先進自治体におけるバイオマスエネルギー導入事例等を積極的に研究検証し、早急に本市エネルギー政策におけるバイオマスエネルギー導入のビジョンを示すこと。

（担当：資源循環課）

平成19年度に茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町で策定し、平成23年度に改訂いたしました「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」では、茅ヶ崎・寒川地域で（仮称）茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設を平成34年度の稼働を目途に整備すると位置付けております。

また、藤沢地域においても（仮称）藤沢市バイオガス化施設の整備を、平成30年度～平成32年度の工事、平成33年度の稼働を目途に予定されております。

この施設は、生ごみのリサイクル及び焼却量の削減、最終処分量の削減、また再生可能エネルギーの利用促進にも大きく寄与する施設となります。

しかしながら、藤沢市では先行して試行収集を平成25年6月から平成26年3月に行い、市民のアンケート結果において約49パーセントが負担感がある、施設の用地確保、運営経費の負担増等の課題があり、計画を中止しております。

この結果を踏まえ、今後、バイオマスエネルギー導入につきましては、寒川町と様々な角度から調査及び研究をしてまいります。

#### 8. 相模線について、沿線全駅の行き違い駅化を実現し、さらに早期に複線化を実現するようJR等関係機関に働きかけを継続すること。また、北茅ヶ崎駅・香川駅の駅及び駅周辺について、安全性確保はもとより、整備促進及びバリアフリー化を図ること。

（担当：都市政策課、拠点整備課）

相模線の行き違い施設の設置及び駅舎の橋上化等につきましては、神奈川県、沿線市町、経済団体で構成する「相模線複線化等促進期成同盟会」で平成26年度に

策定した「新たな交通改善プログラム」の中で、各々位置付けられております。中でも行違い施設の整備につきましては、香川駅を含む7駅が柱となる主要施策の一つとして位置付けられており、平成39年のリニア開業を睨んだ平成37年までを整備構想スケジュールとしているところでございます。

今後も、相模線複線化等促進期成同盟会や神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通して、複線化を含めた輸送力増強について、関係市町と連携して要望するとともに、あらゆる機会をとらえて東日本旅客鉄道株式会社に対し要望してまいります。

北茅ヶ崎駅整備に関しましては、要望活動に加えて、東日本旅客鉄道株式会社と協議を進めてきました結果、平成25年度から北茅ヶ崎駅改良に係る調査設計を進めているところでございます。今後も東日本旅客鉄道株式会社とその内容を深めてまいります。また、現在、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」の策定作業を進めているところです。その中で北茅ヶ崎駅を含めた茅ヶ崎駅周辺の地域を重点整備地区と位置付け、検討を進めていくこととしております。

香川駅周辺の整備につきましては、「香川駅周辺地区まちづくり整備計画」に基づき、短期施策に位置づけられた事業について地元自治会や権利者、東日本旅客鉄道株式会社等関係機関との調整・協議を行いながら進めております。

このような状況の中、平成25年度前期までに香川駅前通り市道0111号線香川駅南側踏切から自転車駐車場までの暫定歩道整備、香川駅から香川駅北側踏切までを東日本旅客鉄道株式会社の協力を得て歩道空間を確保する整備を完了いたしました。

また、西口駅前広場整備につきましては、平成26年5月末に全地権者との交渉が成立し用地の確保ができたため、11月より工事に着工し平成27年度の供用開始を目指しているところでございます。

今後も輸送力の増強や駅施設整備等について関係市町と連携を図りながら、あらゆる機会をとらえて東日本旅客鉄道株式会社に対して粘り強く要望を続けてまいります。

**9. JR茅ヶ崎駅において、利用者の安全と利便を確保するため、ホームの拡幅及び現在、湘南ライナー専用ホームとなっているプラットホームを延長して、湘南ライナー以外の列車での使用を実現するため、JRを始めとして関係機関との取組みを積極的に促進すること。**

(担当：都市政策課)

茅ヶ崎駅東海道本線のホーム拡幅に関しましては、平成24年度に「東海道線茅ヶ崎駅ホーム調査」として、拡幅の可能性とホームの問題点を検討した経過があり、事業費の問題も含め、様々な影響や可能性について、市民の皆様方と御協議させていただきながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

市としましては、市民の皆様が安心して駅を御利用いただくために、駅ホームの

安全対策は取り組んでいくべき喫緊の課題であると認識しており、できるものについては早期に取組を進められるよう東日本旅客鉄道株式会社と調査・研究を行っているところでございます。現状においては、乗降客集中か所への流動軽減策について東日本旅客鉄道株式会社と協議するとともに、駅係員がホーム上で案内・誘導や注意喚起を行うソフト面での対策を行っているところでございます。

ライナーホーム延長の御提案につきましては、湘南ライナーは貨物線を活用して運行していることから、東海道貨物線の本格的な旅客線化に向けて、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の中で要望活動を行っているところでございます。また、貨物線で旅客用車両を運行させるためには、物理的なホーム延長の他に、貨物用車両の運行ダイヤへの影響を考慮する必要があり、調整にはかなりの時間を要すると東日本旅客鉄道株式会社より伺っております。しかしながら、ライナーホームを延長することで、事故等で折り返し運転となった際に、茅ヶ崎駅までの運行の可能性が高まるなど、災害時の市民の皆様の利便性向上にもつながることから、今後も要望を継続してまいります。

**10. 茅ヶ崎駅南口東側に、市民の利便性向上を図った自転車駐車を増設すること。**  
(担当：安全対策課)

市では、駅周辺の民間自転車駐車場建設に対して、茅ヶ崎市民営自転車等駐車場施設設置基準に基づき、補助金交付により建設を促進してまいります。

また、不動産業者等から情報をいただきながら、公設の自転車駐車場の設置も検討してまいります。

今後も、自転車駐車場の拡充に努めてまいります。

**11. 茅ヶ崎駅以西から南湖付近までの踏切遮断時間短縮のため、JRに対し、茅ヶ崎駅通過列車と停止列車の区別が可能なセンサーの設置を早めるよう強く要求すること。**

(担当：道路建設課)

平成24年度より、「(仮称)茅ヶ崎市踏切対策計画」の策定に向けて、東日本旅客鉄道株式会社と協議を進めてきた結果、茅ヶ崎駅以西から南湖付近までの踏切のうち、連続する最乗寺、南湖及び鳥井戸の3か所の踏切には、遮断時間の短縮を図る「定時間制御装置」を導入する方向であるとの回答が得られたところです。

東日本旅客鉄道株式会社には、改善を求められている数多くの踏切があり、実施時期については調整を要するものと思われませんが、遮断時間の短縮は、近隣の方々の日常生活において切実な問題であることも認識しているところであり、早期改善を図るため、引き続き協議・調整を進めてまいります。

**12. 茅ヶ崎駅ビル拡張に当たっては、駅周辺のバリアフリー化促進を図ること。特**

に南口自家用車乗降に関して、障がい者等に配慮した屋根付き乗降場所を設置すること。

(担当：都市政策課、道路管理課、景観みどり課)

高齢化が急速に進むなかで、すべての人がともに生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者・障害者等の移動や施設の利便性・安全性の向上を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を平成27年度までに策定することを予定しております。併せて「公共サインガイドライン」も平成26年度末を目途に策定する予定でございます。

「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」では、茅ヶ崎駅周辺地区を重点整備地区として選定し、その地区内の主要な旅客施設・建築物・路外駐車場・都市公園・道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目指しております。

また、JR茅ヶ崎駅南口駅前広場の老朽化に対する改修について、平成25年度より業務委託による設計作業、バス・タクシー事業者との協議及び関係各課との庁内調整を含めて作業を進めてまいりました。その中では、障害者等の利用に配慮した乗降場所の設定と屋根の配置等を検討してきたところですが、現在進めている「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」や「公共サインガイドライン」の策定と併せて、商店街やバス・タクシー事業者、福祉団体等の各種関係団体との協議をさらに重ね、整備計画の修正を行い、平成28年度中の事業完成を目標に進めてまいります。

### 13. コミュニティバスの運行ルートについて、市内各地福祉施設への足として運行改善を図ること。特に、市南西部にある「しおさい南湖」利用者から要望が多いコミュニティバス乗入れを具体的に検討すること。

(担当：都市政策課)

平成17年に策定しました「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」の中では、バス停からの距離が半径300メートル、鉄道駅からの距離が半径500メートルを超える地域を公共交通空白地区として位置づけ、コミュニティバスはその間隙を縫うようなコースを設定し、市民の皆様により便利に公共交通を御利用いただけるよう、取組を進めてまいりました。

現在、コミュニティバス中海岸南湖循環市立病院線は利用者が多いため、4台を使いながら30分間隔の運転を行い、利便性が高いとの評価を得ております。コミュニティバスを「しおさい南湖」に乗り入れるためには、平塚方面に向かう国道134号の右折可能場所が限られているため、西浜中学校前の交差点を右折進入し、「しおさい南湖」に向かうコースとなります。この場合、延長する距離は約1.4キロメートル、所要時間は約8分を要し、現在の30分間隔のダイヤを維持することが難しくなると予測されます。

また、当該施設の南西方向には、路線バス茅37系統の南湖入口バス停が徒歩3

00メートル以内にございます。したがって「しおさい南湖」を御利用される場合は、路線バスや自転車、徒歩での御利用をお願いしたいと考えております。

コミュニティバスの路線に関しましては、これまでも地域の皆様の御要望や御提案に応じて、運行改善を図ってきた経過があり、その必要性が認められた地区については、地域の皆様と協議をしながら変更案をまとめ、地域公共交通会議での議論を経て、ルートの変更を行ってまいりました。今後におきましても、適宜必要な修正を施し、市民の皆様にとってより身近な足として御利用いただけるよう運行改善に努めてまいります。

14. 予約型乗合バスの運行について、北部地域での検証を当該地域住民だけでなく周辺等広く市民の声を聴き行い、公共交通計画に活かすこと。また今後は、公共交通空白地域の解消にとどまることなく、高齢者や障がい者等の利便性にも視点を置いた福祉的観点から、全市的に取り組むこと。

(担当：都市政策課)

平成25年12月から運行を開始しました予約型乗合バスは、運行開始から9月までの実績で、1日平均12人の利用となっており、毎月少しずつ伸びを見せている状況にありますが、今後、より一層の周知と利用の拡大が求められております。

同バスの利用実態については、平成26年度に実施した住民アンケート調査（無作為抽出により800世帯に郵送、回収率35パーセント）では、58.8パーセントの人が「行きたい場所に行けない」、39.2パーセントの人が「予約が面倒」、同じく39.2パーセントの人が「乗継が面倒」などといった結果となっており、今後、これらの層の人たちへの働きかけが課題となっております。

予約型乗合バスについては、導入時から地域公共交通会議で議論してきた経過があり、今後もその成果等について検証をしてまいりますとともに、他地域への拡大の可能性についても、北部地域での導入経験を十分に活かしながら、地域の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

予約型乗合バスのみならず、コミュニティバスを含めた公共交通の整備に当たっては、高齢者のみならず障害者、妊産婦、けが人など、あらゆる利用者に配慮しながら、ノンステップバスの導入促進、乗務員への教育など、御利用しやすい環境づくりに努めてまいりました。

今後におきましても、地域の皆様と意見交換を行いながら、予約型乗合バスだけでなく、路線バスやコミュニティバスも含めて、あらゆる利用者の利便性に配慮した交通環境を整えられるよう努めてまいります。

### Ⅲ. 福祉・医療関係について

1. 高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度の大幅改正に向け、国の動向

を前倒しで情報収集するとともに、地域の実情に合わせた適正な対応策を講じるとともに、急速な高齢化に向けて、「地域包括支援ケアシステム」の構築を図ること。また、大規模な法改正、早急な高齢化対策を推進するため、担当関係課からの職員の充実を図ること。

(担当：高齢福祉介護課、職員課)

今回の介護保険法の大幅な改正に伴い、国、神奈川県、他市町村との情報交換会等に参加し、連携しながら準備を進めているとともに、特に、要支援1～2の認定者を対象に行ってきた介護予防訪問介護、介護予防通所介護の保険給付が従来の都道府県等の指定を受けた介護保険事業者だけでなくNPO法人、ボランティア、協同組合、民間企業などの団体等による支援が必要となることから、介護予防サービス計画を作成する指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターへ全対象者のサービス内容についての調査、分析を行いました。また、介護予防・生活支援サービスの担い手となりうる訪問介護、通所介護を実施している介護保険事業者だけでなく、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、茅ヶ崎市シルバー人材センター、民間企業へのアンケートを実施し、関心を示しているところには、今後、ヒヤリングを実施してまいります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、ひとつの手法である地域ケア会議の開催を平成26年度中に各地域包括支援センターの地区で目指すとともに、平成25年度より開催している在宅医療を推進するために医師会を中心とした関係機関との代表者会議、多職種連携研修等を引き続き実施してまいります。

なお、職員につきましても業務量を勘案し適正な人員配置となるよう引き続き努めてまいります。

## 2. 障がい者の雇用促進を図るための支援体制拡充を図ること。特に市として、精神障がい者・発達障がい者の雇用を促進すること。

(担当：障害福祉課、雇用労働課)

障害者の就労支援につきましては、地域社会での自立と社会参加および市民や事業主等への就労に関する理解と協力を推進するために、さまざまな取組が必要と考えております。

精神障害者、発達障害者の雇用に関する本市の取組といたしましては、平成22年度より臨時職員として障害者を雇用し、平成24年度までに障害者7名（精神障害者3名、発達障害者1名、高次脳機能障害者1名、知的障害者2名）を雇用しております。平成25年度は、非常勤嘱託職員1名（精神障害者）および臨時職員2名（精神障害者1名、身体障害者1名）、平成26年度は、非常勤嘱託職員2名（精神障害者2名）を雇用しているところです。

また、平成20年度より実施している障害者職場体験事業につきましては、平成26年12月末までに障害者42名（精神障害者（発達障害含む）22名、知的障

害者15名、身体障害者5名)が庁内各課の仕事を体験しております。職場体験した障害者につきましては、個々に関係機関と話し合いの場を持ち、次のステップへの支援をしております。

企業に対する取組としましては、事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行うハローワーク藤沢と連携し、市内事業所を訪問して障害者雇用について情報提供などを行っております。その中で、障害者を雇用する際に役に立つ制度や支援施策について事業所へお知らせしております。また、市単独の事業所訪問の際には、障害者雇用を進めるためのリーフレットを配布し、意見交換するなど、市内中小企業への周知を図っております。

今後も障害者の就労に関する理解と協力を推進し、関係機関と連携しながら雇用促進が図られるように支援を強化してまいります。

### 3. 高齢者、障がい者、子どもの虐待防止・権利擁護活動を充実させること。また権利擁護推進のため、成年後見支援センターや包括支援センターを充実させるとともに、市民後見人制度を早期に実施すること。

(担当：高齢福祉介護課、障害福祉課、こども育成相談課)

高齢者虐待防止につきましては、高齢者虐待防止法や介護保険法の規定に基づき、権利擁護事業を担う地域包括支援センターとの連携のもと、事例を想定した勉強会等の開催により資質向上を図り、引き続き、個々の事案に適切に対応してまいります。また、市主催の講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、高齢者の支援に関わる関係機関の職員や市民の皆様への周知・啓発に努めてまいります。

障害者虐待防止につきましては、「障害者虐待防止法」に基づき、通報、届出の窓口として「茅ヶ崎市障害者虐待防止センター」を設置しております。引き続き、障害者虐待防止の周知、啓発に努めるとともに個々の事案について、適切に対応してまいります。

子どもの虐待防止につきましては、市家庭児童相談室において、神奈川県中央児童相談所をはじめとした関係機関・団体及び庁内の関係部局との連携を密にし、虐待の早期発見と発生予防に努め、支援の充実を図ってまいります。

各虐待防止法を所管する関係部局が連携を図るとともに、地域における効果的な連携協力体制の構築を図り、子ども、障害者、高齢者などの権利擁護を推進してまいります。

成年後見制度の活用につきましては、市の委託事業として「成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談や普及啓発、申立て手続き等の支援を行っているところですが、相談件数は年々増加し、センター職員の専門性も強く求められていることから、継続的に市との意見交換の場を設定し、充実を図ってまいります。

また、権利擁護に関わる関係機関との連携を図るため、高齢福祉介護課、障害福祉課が事務局となり「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を2か月に1回開催

し、成年後見支援センターの活動報告、困難事例の整理や方向性の検討を行っており、今後も制度の推進に向けて取り組んでまいります。

市民後見人の養成につきましては、平成24年度より、神奈川県主導による養成研修が実施されているところですが、親族以外の第三者が、成年後見人等として家庭裁判所から選任を受け、本人の法的な権利・利益を守るという重大な役割を担うためには、厳格な管理・監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠となることから、その就任や活動形態の在り方としては、社会福祉協議会が行う法人後見の後見活動支援員として活動することが、適切かつ現実的であると整理されております。

このように市民後見人の養成には、成年後見制度に関わる関係機関の連携のもと、活動の基盤となる体制づくりが必要となりますので、茅ヶ崎市社会福祉協議会が実施する「法人後見」をネットワークづくりの面から支援していくとともに、本市における望ましい市民後見人養成の在り方を検討してまいります。

#### 4. 地域包括支援センター及び福祉総合相談室の相談体制強化のため、人材の確保・育成に積極的に取り組むこと。また、基幹型地域包括支援センターは、地域のセンターの充実をしっかりと支え、医療機関等専門機関との連携強化に取り組むこと。

(担当：高齢福祉介護課、保健福祉課)

地域包括支援センター及び地域福祉総合相談室につきましては、平成26年10月に新たに3か所開設し、12の自治会連合会区域ごとに設置することで相談窓口の充実を図ってまいりました。

市直営の基幹型地域包括支援センターでは、①委託型の地域包括支援センターの全体調整及び統括支援②人材育成③地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備④処遇困難ケースの支援等の役割を担い、地域包括支援センターの充実に取り組んでいるところです。

相談体制の強化に向けては、地域包括支援センター及び地域福祉総合相談室の地域包括支援センター責任者会議や専門部会を設け、これまで、積極的に研修会や意見交換を実施しております。

さらに、平成26年度からは、基幹型地域包括支援センターが中心となり、高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力の向上を目指し、市全体での人材育成や人材の活用ができる仕組みを構築・推進するため、基幹型地域包括支援センター、委託型の地域包括支援センター、地域福祉総合相談室はもちろんのこと、居宅介護支援事業所等の職員への研修等に取り組んでいるところです。

また、地域福祉総合相談室につきましては、地域福祉総合相談室連絡会議を毎月開催し、市や相談支援員相互の情報交換・共有化を図るとともに、福祉相談支援員自らも福祉施設視察や研修を実施するなど、相談体制の充実、強化に取り組んでいるところです。

医療機関等専門機関との連携強化につきましては、地域医療福祉連携懇談会の継続実施、地域包括ケアシステムの構築のひとつの手法である地域ケア会議の開催を平成26年度中に各地域包括支援センターの地区で目指すとともに、平成25年度より開催している在宅医療を推進するために医師会を中心とした関係機関との代表者会議、多職種連携研修等を引き続き実施し、連携強化に努めてまいります。

**5. 障がい者の自立支援、家族の介護負担軽減のため、居住型支援の充実を図ること。特に重度重複障がい者のグループホーム整備にあたっては、関係課かが連携を密にし、整備促進を図ること。**

(担当：障害福祉課)

重度重複障害者のケアホーム整備に関しましては、庁内で調整を図り、個別に対応しているところでございます。

**6. 発達障がいについて、市として専門の相談機関を早急に設置すること。**

(担当：障害福祉課)

発達障害の支援につきましては、ライフステージ全体を通じた適切な支援が受けられる体制の構築が重要であり、専門相談機関の設置等も課題と受け止めております。専門の相談機関の設置をイメージしていく上で、例えば、現在2市1町で運営している「障害者就労援助センター」のように、「藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート」(以下「リート」という。)について、広域で事業展開をすることは、選択肢の一つになり得ると考えられます。一方で、本市の障害者の実情や社会資源の現状に精通した法人等が運営していく場合は、地域の中で人材を確保し、あるいは育成していくことが必要となりますが、その相談員には極めて高い専門性が求められることから、人材の確保は大きな課題であると考えております。

専門の相談機関の設置の実現につきましては、課題や問題点を整理した上で、今後、政策的な位置づけが必要になってまいります。現在、策定を進めております「第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(素案)」におきましては、重点的に取り組む事業として、発達障害に関する専門相談機関の検討を位置づけております。

また、茅ヶ崎市自立支援協議会では、平成24年度より「発達障害に関する検討会」を年2～3回開催し、「神奈川県発達障害者支援センターかながわエース」や「リート」に出席していただきアドバイスを受けております。

今後、手帳の有無や年代に関わらず、発達障害に関する様々な相談に対応できる相談機関の設置に向けて、引き続き、団体や関係機関等とともに、在り方や課題などを協議してまいります。

**7. 医療ケアの必要な重度重複障がい児の日中活動支援の充実を図るとともに、家族の介護負担軽減を図るためにも、宿泊を伴う預かり事業を実現できるように支**

援すること。

(担当：障害福祉課)

医療ケアの必要な重度重複障害児の支援につきましては、福祉と医療のサポートの連携、バックアップ体制、多様な障害特性や医療ケアに対応できる人材の確保など、さまざまな施策の展開は必要と考えております。現在、策定を進めております「第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(素案)」におきましては、医療ケアの必要な重度重複障害のある方を含め、日常生活を支える支援サービスとして、身近な場所での短期入所等の受入体制の整備を目指してまいります。また、医療ケア等が必要な重度な障害者が、地域で安心して暮らしていけるよう、緊急的な宿泊や一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保ができるような体制の整備を目指してまいります。

## 8. 認可保育園の待機児童解消に向け、適正な地域に適正な人数を確保するため民間施設の誘導を積極的に行うこと。

(担当：保育課)

待機児童解消のための取組として、保育園の新設、既存保育園の建て替え、認可外保育施設の認可保育所化による定員増を行っており、平成26年度においては新たに4か所の保育園が開園し、定員が300人拡大いたしました。

一方で、共働き世帯の増加などから保育園の定員を上回る入園申込み数となり、平成26年11月1日現在で655人の入園希望が叶わない状況となっております。

このような状況のなか、待機児童解消は緊急の課題と認識しており、今後も取組を進め、平成27年度においては保育園6か所及び分園1か所の新設と1園の建て替えにより定員が370人拡大し、総定員は3,154人となる予定です。

また、平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度により、平成26年度において、平成27年度から5年を計画期間とする「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、適正な地域に適正な人数を確保するために必要な保育園定員数について設定してまいります。

## 9. 育児支援家庭訪問事業について、虐待や育児・生活困難例が増えているため、支援期間、内容の充実をすること。派遣者は対応に苦慮しているため、事前の説明・研修・ケース会議への参加などさらに連携が図られるようにすること。

(担当：こども育成相談課)

育児支援家庭訪問事業では、子育てに不安や孤立感などを抱える家庭を、家庭児童相談員や事業所のヘルパーが訪問し、育児に関する専門的相談支援や家事・育児などの具体的な養育支援を行っております。本事業は、概ね3か月程度の短期集中支援を原則としておりますが、支援内容及び支援期間の決定に際しましては、相談

者の要望や家庭状況を勘案して、柔軟な支援計画を策定するよう心がけております。

また、支援を依頼する事業所には、事前の支援計画に関する打合会はもとより、支援が始まってからのケース検討会議にも出席をお願いし、支援の在り方について相互に意思疎通を図っているところです。今後も事業者との連携を密にし、より充実した支援ができるよう努めてまいります。

## 10. 子ども子育てについて

### ①子ども子育て新制度の趣旨や内容の理解促進を図るため、当事者である保護者や子育て支援関係者に対して新制度の説明会を開催し制度の周知を図るこ

(担当：保育課)

子ども・子育て支援新制度の内容理解促進のために、平成26年3月に保護者や子育て関係者等へ意見交換会において、新制度の概要について説明するとともに、平成26年度においては、引き続きホームページ、子ども・子育て会議通信により周知を行うほか、市広報紙にも掲載し周知を図ってまいりました。平成27年度においては、認可保育所など、新制度への移行が予定されますが、市内私立幼稚園の新制度移行の予定がないため、認可保育所などの入園手続きにおける制度周知など、個々の状況に応じた説明を図ってまいります。

なお、認定こども園の実施や市内私立幼稚園の新制度の移行など、当事者となる保護者や子育て関係者の対象が拡大する時点を捉え、必要に応じた説明会を開催してまいります。

### ②小規模保育と家庭的保育事業の設置基準に関して、現場の声をしっかり把握し対応すること。

(担当：保育課)

小規模保育と家庭的保育事業の設置基準に関しましては、パブリックコメントの手続きを経て、平成26年10月に「茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を公布したところです

新制度における事業の実施に当たっては、新制度の基本指針にもある「子どもの最善の利益」を基本に、基準に適合した質の高い保育を実現するため、事業者や保育に従事している方々などの現場の声を聞きながら、運営をしてまいります。

### ③ 幼稚園、保育園、家庭的保育事業などあらゆる施設において、特別な支援の必要な児童の受け入れに対して適切な措置を講ずること。及び補助金を増額すること。

(担当：保育課、子育て支援課)

認可保育園につきましては、特別な支援を必要とする児童やアレルギー児等への対応として、ふれあい保育補助事業を実施し、施設定員に応じて公立保育園に対しては臨時職員を雇用し、民間保育園へは職員雇用を委託事業として行っております。

また職員の加配につきましても、公立保育園に対しては保育士等を雇用し、民間保育園に対しては補助を行っております。今後とも特別に保育が必要な児童に対しての補助等につきましては、茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会等と協議しながら、引き続き実施してまいりたいと考えております。

家庭的保育事業につきましては、家庭的保育者の自宅等で家庭的保育者1名または家庭的保育補助者を含めた2名での保育となりますので、児童の受け入れにつきましては家庭的保育者と調整しながら行っております。家庭的保育者の資質向上及び負担軽減を図るため、研修の実施や家庭的保育補助者の養成等を引き続き実施してまいります。

また、幼稚園では一定の基準を設けて、障害児だけではなく特別な支援を必要とする園児が在園する園に対する補助を実施しております。子育て支援策全体として、より効果的な施策の実施を検討していくとともに、近隣市の状況等も踏まえて助成内容を精査・研究してまいりたいと考えております。

#### ④ 幼稚園における預かり保育を推進するために、制度の見直しを図ること。

(担当：子育て支援課)

預かり事業に関しては、神奈川県で補助事業を実施しております。神奈川県が実施している補助事業に加えて、本市で補助事業を実施していくことにつきましては、近隣市の事例について調査しながら、研究してまいります。

#### ⑤ 生活困窮で長時間働けない家庭の児童の保育の充実を図ること。

(担当：保育課)

生活保護世帯等、生活が困窮している家庭の児童の保育園への入園につきましては、入園判定において加点し、優先度を高めております。また、平成27年度より施行予定の子ども・子育て支援新制度においては、本市では月64時間以上の就労時間があれば保育短時間利用として1日8時間まで保育園を利用することができます。

#### ⑥ 新制度の執行にあたっては、孤立している保護者の支援、プレママ、乳児期からの出会いの場の設定、転入者のケアなど、支援をすること。

(担当：子育て支援課、こども育成相談課)

こども育成相談課では、生後4か月までの乳児のいる全ての御家庭を支援し、家庭の孤立化防止と育児に関する負担感や不安の軽減を図るため、助産師や保健師、地域の主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しております。

また、初妊婦を対象とした「母親教室」や「マタニティクッキング（夫婦版）」では、住所の近い方同士でグループを作り、グループワークや調理実習をすることで知識の普及ばかりでなく、仲間作りの場としても捉えて実施しております。

4～6か月児のお子様（第1子優先）を持つ方を対象に、離乳食講習会を実施しており、同じ時期のお子様を持つ保護者同士が情報交換等されております。

妊婦や乳幼児を持つ保護者の方が転入された場合は、「子育てガイドブック愛」や「子育てマップ」の配付、ファミリーサポートセンターや子育て支援センターの紹介をするとともに、必要であれば訪問もさせていただいております。

今後も、仲間づくりの時間が作れるよう事業の内容等を検討するとともに、孤立せず安心して子育てができるよう子育て支援センターでの育児相談や子育て家庭の交流の場の充実に努めてまいります。

また、インターネットを活用した情報発信のほか、地域で活動されている子育てサロン、サークル等子育て情報の提供を今後も行ってまいります。

**⑦ 幼稚園に通園する子とその保護者への支援充実について、今年度9月定例会において採択された陳情第22号「幼稚園に通園する子と保護者への支援充実」について早急に対応すること。**

（担当：子育て支援課）

採択されました陳情では、私立幼稚園等就園奨励費補助金の更なる充実と幼稚園在園親子への支援の充実を要望されております。

私立幼稚園等就園奨励費補助金は、幼稚園に通園する園児の家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担を軽減するため、国の幼稚園就園奨励費補助制度が設けられております。対象は「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体で、国が所要経費の一部を補助するものとなります。

国の基準では、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、段階的に無償化に取り組むことが示されており、平成26年度は低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行っております。今回の改正部分は、幼稚園と保育所の負担の平準化の観点から拡充されたものです。

今後においても、幼稚園就園奨励費補助は拡充されると思われまますので、本市におきましては、国の動向に注視し、保護者の経済的負担軽減を図るため、適確に対応していきたいと考えております。

幼稚園在園親子への支援の充実については、他の子育て支援策とのバランスも考慮しながら、本市の子どもたちが健やかに育つよう、より効果的な施策の実施を検討してまいります。

**11. 児童クラブの拡充のため、より適正な経営が図れるよう委託先のあり方について検討すること。**

(担当：保育課)

本市の児童クラブは、一般公募により、平成25年度からの4年間、市内の全てのクラブを一括して管理運営する指定管理者として、NPO法人が選定されております。

本市では、長年にわたり、各小学校区において保護者が児童クラブを開設し、運営を担ってきましたが、市内全てのクラブにおいて、同一料金で同質のサービス提供ができるよう、一元化した運営を目指してまいりました。

市内全てのクラブの運営を同一法人が担うことで、指導員の安定的な雇用や指導員研修の合同開催など、得られたものは多いと考えております。しかし、一方で他の運営法人による運営状況等を知る機会は少ないため、指定管理者の選定を一般公募としたことは、とても良いきっかけとなったと考えております。その後も、指定管理者と毎月1回、定期的開催している定例会において、他市町村の運営法人の運営方法や考え方などについて、情報交換することが多くなり、本市の今後の児童クラブ運営についても、意見交換を行っているところでございます。

今後も、児童クラブの利用希望者は増加傾向にあることが予測され、保護者のニーズも多様化しております。

また、子ども・子育て支援新制度の本格稼働や放課後子ども総合プランの策定など、児童クラブの運営は過渡期を迎えております。

国や神奈川県の動向を踏まえ、近隣市町とも十分に情報交換しながら、児童クラブのより適正な運営を目指してまいります。

## 12. 地域医療体制充実のため、かかりつけ医の普及を行うとともに、病診連携・役割分担を推進すること。

(担当：保健福祉課)

現在、厚生労働省では、地域のかかりつけ医からの紹介状がないまま大病院で受診した患者の自己負担を増額させる方向で、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会で具体的な議論が始められております。

本市の現状ですが、茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査によりますと、かかりつけ医を持つ人の割合は、平成21年度63.9パーセント（診療所34.1パーセント、病院29.8パーセント）、平成24年度65.0パーセント（診療所34.5パーセント 病院30.5パーセント）、平成26年度69.4パーセント（診療所33.7パーセント 病院35.7パーセント）となっており、全体としては増加傾向にあるものの、診療所をかかりつけ医としている率が伸び悩んでいる一方で、病院をかかりつけ医としている人の割合が増加傾向にあります。

次に課題ですが、先述のとおり診療所をかかりつけ医として持つ人の割合が伸び悩んでいることから、現在かかりつけ医を持っていない人、あるいは病院をかかりつけ医としている人に対し、一次救急、二次救急の役割分担と病診連携の理解をよ

り一層深めていただく必要がございます。また、属性別に見ますと、30歳代や居住年数の短い層において、かかりつけ医を持つ人の割合が低い傾向にあることから、こうした層に御理解をしていただけるような工夫が必要であると認識しております。

本市といたしましては、市民の皆様には地域の診療所をかかりつけ医として持っていていただくことを推進し、市立病院などを基幹とした病診連携支援体制をより一層推進し、切れ目のない医療の提供ができるよう取り組んでまいります。

### 13. 子宮頸がんワクチン予防接種副反応被害への対応について

#### ①市民への周知を図ること。また、相談窓口の充実を進めること。

(担当：こども育成相談課)

子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、従前より接種前に医師から接種の効果や副反応について十分な説明を受け、同意された上で接種していただくようお願いしているところですが、厚生労働省より送付された「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関するリーフレット」など新たに送られてくる情報については随時ホームページに掲載するなど、市民の皆様には御覧いただけるように努めております。

また、相談窓口の設置につきましては、予防接種を受けられるお子さんの多くが、お子さんの健康状態を把握している「かかりつけ医」で接種を受けられていることから、何かあれば接種した医師に御相談されていると思っておりますが、市といたしましては、子宮頸がん予防ワクチン接種に関する不安や心配ごとの相談は、こども育成相談課の保健師が対応させていただいております。

#### ②医療機関・医師への周知を図ること。

(担当：こども育成相談課)

子宮頸がん予防ワクチンについては、現在も、積極的な接種勧奨を差し控えておりますが、引き続き予防接種法の定期接種となっていることから、接種を希望される方が、接種前に医師から接種の効果や副反応について十分な説明を受け、同意された上で接種が行われるよう、市では、医療関係者向けの冊子「予防接種ガイドライン」をはじめ、厚生労働省からの通知等につきましても随時全医療機関に送付し、周知を図っております。

また、副反応報告の基準に該当する症状であると診断した場合は、速やかに厚生労働省及び市に報告をしていただくようお願いしております。

#### ③教育委員会および学校への周知と被害者ひとりひとりの状況に合わせたきめ細かい対応をすること。

(担当：学務課、学校教育指導課)

教育委員会といたしましては、各学校において、全教職員が副反応の被害に遭っ

た児童・生徒が在籍する場合の適切な支援や配慮などについて共通理解を図るため、これまでも、厚生労働省から出された「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関するリーフレット等の学校への送付、「茅ヶ崎寒川地区中学校教育研究会養護部会」における学習会の開催等に取り組んでまいりました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種によって副反応の被害に遭った児童・生徒につきましては、一人ひとりの子どもの状況に応じて、必要な学習支援を行ったり、教育相談や進路相談をより丁寧に行ったりするなど、学校全体で支援体制を整え、子どもたちの心に寄り添ったきめ細かい支援ができるよう各学校に働きかけてまいります。

また、今後も必要に応じて、各学校への迅速な情報提供や啓発を行ってまいります。

#### **14. 地域福祉向上のため必要な民生委員の処遇改善を図ること。そのため国へ必要な要望を行うこと。**

(担当：保健福祉課)

地域福祉の中心的な担い手である民生委員児童委員につきましては、住民の高齢化や核家族化、共働き世帯の増加などによる地域社会の変化に伴い、その役割が増々広範かつ多様化しており、委員の皆様の献身的な活動に支えられています。

そこで、本市では、民生委員児童委員の活動費の増額について、政令指定都市を除く神奈川県内16市で構成する神奈川県都市民生行政連絡協議会の一員として、活動費を負担することとされている神奈川県へ要望してまいります。

また、平成25年12月1日の一斉改選におきましては、地域の人口動態に応じた、活動しやすい環境づくりを支援するため、神奈川県に対して7名の増員を要望し、定数を315名としてスタートいたしました。

民生委員児童委員の処遇改善は、地域福祉向上の重要な要素の一つであると考えておりますので、引き続き、機会を捉えて要望活動を行ってまいります。

#### **15. 保護司のなり手不足対策及び地域における活動拠点として、更生保護サポートセンターを設置すること。**

(担当：保健福祉課)

法務大臣が委嘱する保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の地域における立ち直り支援や再犯防止のための活動を行うほか、広く地域社会における犯罪や非行の発生を予防するための活動を実施しております。本市におきましても、一般の地域住民からの相談対応、学校との連携、地域の防犯活動団体との連携・支援等地域ニーズに応じて幅広く活動しております。

しかしながら、近年においては保護司のなり手不足が全国的に見ても深刻化するとともに、保護司の負担も大きくなっております。その要因として、家族の理解や

同意が得られないことや住宅事情により自宅での面接場所が確保できないことがあるため、保護司活動を円滑に進めるには面接場所を確保する必要があると伺っております。現在法務省においても、こうした問題解決に向けて、保護司同士が悩みや相談事を話し合ったり、関係機関と連携したネットワークを構築したりするための保護司の地域における活動拠点として、各地に更生保護サポートセンターの設置を進めているところです。

そうした中で、現在茅ヶ崎地区保護司会から更生保護サポートセンターの設置に関する支援の要望もいただいておりますので、その在り方について検討を進めているところです。

#### IV. 教育・文化・スポーツ関係について

##### 1. 充実した教育を行うため、現行の義務教育費国庫負担制度の見直しを行うよう国・県に強く働きかけること。

(担当：学務課)

本市といたしましては、義務教育費国庫負担制度については、法律の趣旨に基づき、地方に負担を転嫁することのないよう、引き続き国や神奈川県に要望してまいります。

##### 2. 教育ローンの利子補給制度について、利用しやすい制度への改善と市民に対して周知をはかり、経済面を理由とした途中退学者修学困難者の出現など教育における格差を防止すること。

(担当：雇用労働課)

教育ローンに対する利子補給制度につきましては、広報などでの周知に加え、金融機関と連携した利子補給金の事前登録制度の導入など、利用しやすい仕組みを整えたことで、利用件数が増加しております。

平成26年度以降につきましても、市内金融機関を訪問し、周知について協力の依頼を行うとともに、平成25年度より新たに始めた市内高等学校への情報提供を引き続き実施し、より多くの方法で周知を図り、利用件数の向上に努めてまいります。

##### 3. 経済格差が教育格差へとつながり、子どもへの影響が大きくなっている。あらゆる手段を使い義務教育の平等を推進するための方策を講じること。

(担当：学務課)

本市では教育の機会均等の見地からは、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費などの学校生活でかかる費用の一部を援助する就学援助を行っております。今後も就学援助制度について、広報紙や市

のホームページへの掲載のほか、各小・中学校を通じて申請書類を保護者に配布する等、きめ細やかな周知に努めてまいります。

#### 4. ふれあい補助員について、年度途中の増員など柔軟な対応を図ること。

(担当：学校教育指導課)

ふれあい補助員派遣事業につきましては、特別支援教育巡回相談や学校訪問を通して学校の状況を把握し、各学校の実状に応じて年度当初から全ふれあい補助員を適正に配置できるよう検討しながら進めております。年度途中で増員することは難しい状況もありますが、新たな支援が必要な場合には学校と相談しながら、配置されている体制の中で柔軟に対応するなど、様々な可能性を探りながら、適切な支援ができるよう努めてまいります。

#### 5. 特別支援学級の全校設置を図るとともに、専門性の向上などの充実を図ること。

当面小中の連続性や地域で育つ意義を踏まえ対応すること。

(担当：学校教育指導課)

特別支援学級につきましては、「茅ヶ崎市総合計画」に基づいて、児童・生徒の状況、通学距離、学校施設の使用状況等を総合的に判断しながら開設してまいりました。平成26年度は、小・中学校に2校ずつ開設し、特別支援学級が設置された地域も増えております。今後も、小・中学校の教育の接続を大切にしながら、特別支援学級の増設について検討してまいります。

また、特別な配慮を要する子どもたちの支援体制につきましても、学校の現状を把握しながら専門性のある臨床心理士等の巡回による支援の充実に努めるとともに、定期的に特別支援教育に関する担当者会及び研究会、研修会等を開催し、校内支援体制の充実や支援教育担当教員の資質の向上を図ってまいります。

#### 6. 学校施設における暑さ対策のため、空調設備や遮熱塗料導入等効果的な対策を行うこと。近年の猛暑を鑑み、普通教室への空調設備設置計画を早急に立てること。

(担当：教育施設課)

学校施設の空調設備につきましては、夏の暑さの一時避難場所や代替え教室として活用できる図書室と音楽室の特別教室に、順次空調設備の整備を進めてまいりました。

「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画」の計画期間にあたる平成25年度から平成27年度の3年間に小学校は音楽室に、中学校は図書室への空調設備の設置を完了する予定としておりましたが、国の緊急経済対策としての交付金を活用し、計画を前倒しして平成26年度に全校完了いたしました。

今後の普通教室、特別教室等への空調設備設置につきましては、「茅ヶ崎市総合計

画第3次実施計画」策定時において位置づけを図るなど、計画的に学校施設環境充実のため整備の検討を行ってまいります。

また、要望実現に向け経費面が重要となることから、引き続き国の交付金の基準の緩和などを強く要望してまいります。

遮熱塗料につきましても、効果等を研究し導入を検討いたします。今後も、児童・生徒が快適で良好な環境の中で学習に取り組めるよう、適切な窓の開閉や緑のカーテン、日陰の活用等とともに、ハード面においても順次対応しながら教育環境の改善に努めてまいります。

## 7. IT教育環境整備に関しては、適正な価格で適正なシステム構築を行うこと。

(担当：学校教育指導課)

ICT機器を利活用して教育的効果を高めていくことは、現在の教育の重要な課題の一つであると考えております。また、その環境の整備については、費用面や機能面、安全面などについて、フューチャースクール推進事業や学びのイノベーション等国の実証研究の成果を参考にしながら、タブレット型端末の導入も含めて研究を進めているところです。今後も、次代を担う子どもたちの学習を支えていくために、教育的効果が高まるよう適正なICT環境の構築に努めてまいります。

## 8. 各学校の図書館に司書を配置するなど、学校図書館を充実させること。

(担当：教育総務課)

市内の小中学校には司書教諭と学校図書館嘱託員を配置しております。嘱託員につきましても、司書資格等を有する方を採用いたしました。結果、全32校中18校に有資格者を配置することができました。

今後も有資格者を優先的に小中学校の図書室に配置できるよう、適性に配慮しながら、選考試験を慎重に実施してまいります。

## 9. スクールソーシャルワーカーの増員など拡充を図ること。

(担当：学校教育指導課)

スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、1つの案件について継続的な相談が必要となる場合が多いことに加え、相談日数が年間144日で、週3日程度と限られていることから、平成27年度に向けて、相談日数の拡充など、事業の適正な規模や効果的な相談の在り方について、検討してまいります。

## 10. 生徒数減少傾向に対応し、総合型地域スポーツクラブを立ち上げて中学校の部活動の減少を補完すること。

(担当：スポーツ健康課)

総合型地域スポーツクラブにつきましては、現在までに市内に4つの団体が設立

され、中学生を含めた幅広い世代の方々が様々なスポーツ活動を行っております。

本市では、体育施設等の確保や広報紙への掲載を行うなど、総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向け、引き続き育成・支援を行なってまいります。

#### 11. 公民館・図書館・青少年会館・文化資料館など、茅ヶ崎市の社会教育施設の運営に関し、教育機関としての機能及びその他施設の設置目的が十分に果たせるように、職員の専門性や事業の充実を図ること。また、地域に育つ子ども達の創造性を培うため、事業費を大幅に増額すること。

(担当：職員課、社会教育課、図書館、青少年課)

本市では、特定の分野・業務に専門的に従事するコースを設ける複線型人事制度を実施しており、平成26年度においては、市史編さん、文化財保護、図書館など9のコースを設けております。この制度では、そうしたコースを選択した職員が専門的な知識、経験を活かして特定の分野で自らの能力をフルに発揮することによる組織への貢献を期待しております。今後もコースの拡充などにより職員の専門性を確保してまいりたいと考えております。

社会教育施設の設置目的や教育機関としての機能を十分果すことは、社会教育にとって最も重要なことであると考えております。そのためには、そこに配置された職員が、その施設の設置目的を明確に理解し、その目的達成に向けて事業を展開していくことが肝心です。公民館においては、設置当初から、専門性のある社会教育主事の配置に努めており、文化資料館につきましても学芸員を配置しております。

また、行財政改革による新たな職員体制において、公民館、文化資料館、青少年会館等には専門性のある社会教育嘱託員も配置されており、社会教育活動に熱意のある人を採用しております。

こうした職員体制のなかで、より職員のスキルを上げていくために、神奈川県や関係機関の研修に参加するとともに、本市独自で、社会教育関係職員等の研修を実施し、社会教育に携わる職員として必要な知識、人権感覚を養うとともに事業の幅を広げるための企画力向上などに取り組んでおります。

社会教育主事会においては、新たに社会教育の職場へ異動してきた職員のための研修をテーマとして検討を行うなど、今後も職員の質の向上を図るよう努めてまいります。

子どもたちが新たな物を造りだし、物事を自ら行うなど、創造性を育むことは大切なことでもあります。公民館・青少年会館では今後も地域や子どもたちのニーズなどを的確に把握し、限られた予算の中で様々な事業が着実に実施できるように取り組んでまいります。

図書館においては、各種研修への参加や複線型人事システムの導入など職員の専門性の向上に努めております。事業の充実につきましては他課と連携した事業やまなびの市民講師による事業を継続して行ってまいります。

12. 各地域に青少年広場、スポーツ広場、ミニ公園など、子どもの居場所が確保されるよう遊び場を設置すること。衛生面にも配慮したトイレや給水施設を設置すること。

(担当：青少年課、公園緑地課、スポーツ健康課)

子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、現在市内には、21か所の青少年広場を設置しております。新規の青少年広場に適する土地については、青少年関係団体、地域等からの情報収集を行うとともに、市広報紙や市ホームページ等において、広く市民に周知するなど広場の確保に努めており、平成27年4月には、香川二丁目に22か所目となる青少年広場の新設を予定しております。

今後も地域での子どもたちの居場所等の確保と安定的な運営のため、地権者に御協力を求め、また、地域の皆様に御理解をいただくとともに庁内関係課と土地利用に係る情報の共有化を図り、新たな青少年広場の整備に努めてまいります。

また、神奈川県企業庁より借用し、青少年広場として使用している2か所（配水池の上部利用をしている赤羽根第二青少年広場及び芹沢富士見台青少年広場）は、トイレ、給水施設がございますが、他の広場は、個人の地権者から借用しておりますので、土地使用貸借契約が解除される場合には、原状に復して返還しなければならないため、現状では、トイレ、給水施設の設置は、困難であると考えております。

スポーツ広場につきましては、一定規模以上の土地を確保し、新たな施設整備をすることが難しいことから、既存のスポーツ施設の有効活用や市民のスポーツ活動を広く支援するソフト面での事業に重点を置きながら、スポーツ関係団体、民間企業及び市のそれぞれの主体が、連携、協力を図り、取組を進めることとしております。

既設のスポーツ広場には、全てトイレや給水施設が設置されておりますが、円蔵スポーツ広場のトイレについては、平成26年度から平成27年度にかけて建て替えを予定しております。他のスポーツ広場のトイレにつきましても、より衛生的で利便性の高いトイレとなるよう今後改善に努めてまいります。

公園につきましては、市民のレクリエーションや健康増進などの場として、公園の拡充を図っていくことの必要性は認識しております。

現状におきましては、用地を購入して新たに公園を設置することは非常に困難な状況にあることから、借地による公園の設置について検討していくこととしております。平成25年度より、地権者への積極的な働きかけ等、具体的な取組を実施しておりますが、今後につきましても公園の拡充に向けて取り組んでまいります。

なお、公園にトイレを設置することにつきましては、ごく近隣の方々の御利用が想定される小さな街区公園などでは行っておりません。また、給水施設として、公園の場合は水飲み場や散水栓を地元自治会の要望に基づき設置しております。

13. 市民の健康増進のため、公有地等の利活用も含め市内で手軽に運動が楽しめる

施設を整備すること。また柳島スポーツ公園計画には、高齢者が気軽に楽しめるグラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等レクリエーション設備の充実を盛り込むこと。

(担当：スポーツ健康課)

スポーツや運動をする場所につきましては、市民アンケート調査におきましても、自宅近くを利用したいという結果が出ており、手軽にスポーツや運動ができる場所として身近な場所が求められております。

しかしながら、近年では、一定規模以上の広さを確保し、新たな広場やグラウンドを整備することは困難であるため、既存施設の有効利用や市民のスポーツ活動を広くサポートするソフト面での事業に重点を置いたスポーツ施策を進めてまいります。

(仮称)柳島スポーツ公園整備事業につきましては、障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが快適に利用できる公園づくりを目指し、PFI事務手続きの入札公告時に示した要求水準の中では、ターゲットバードゴルフ等のニュースポーツにも利用できる多目的な空間を確保することを求めており、事業者からはその要求水準に沿った広場等の提案を受けております。その広場等の利活用につきましては、事業者の提案を基に多様な市民ニーズに沿うことができるよう、今後、市と事業者との間で協議を行い、調整を図りたいと考えております。

#### 14. 高齢者の「健康寿命」を伸ばすため身近で手軽に運動できる設備の充実を図るとともに、市内にパークゴルフ場設置をすること。

(担当：スポーツ健康課)

健康寿命を伸ばし、生涯にわたって健やかに、そして心豊かに生活していくためには、健康についての生活習慣を改善することが必要です。

パークゴルフは、年齢に関係なく、夫婦や家族、友達同士など誰もが楽しくプレーできることから、生活習慣の改善のきっかけとなることが期待されるスポーツであると考えております。

しかしながら、パークゴルフは、グラウンドゴルフやターゲットバード・ゴルフなどと異なり、芝で覆われた広大な面積の専用コースが必要となるため、本市での施設整備は非常に困難であると考えております。

このように、一定規模以上の土地を確保し、新たな施設整備をすることが難しいことから、今後も、既存のスポーツ施設や学校体育施設の効率的な活用を図るとともに、市民のスポーツ活動を広くサポートするソフト面での事業を進めるなど、市民の健康寿命の延伸につながるスポーツ施策に取り組んでまいります。

#### 15. 図書館について、平日夜間の延長開館を試行すること。また雑誌スポンサー制度を導入し、蔵書の拡充を図ること。

(担当：企画経営課、図書館)

図書館の開館時間につきましては、平成17年4月より、本館では平日の火曜日から金曜日は午後7時まで、香川分館では平日の金曜日は午後7時まで開館しているところです。また、平成25年4月に開設したまなびの窓口では午後7時30分まで対応をしております。平成27年4月に開設する浜見平図書分室は、午後9時までの開室を予定しており、開室に向けて準備を進めているところです。

こうした中、公共施設の開館日、開館時間等につきましては、受益者負担の考え方も含めた公共施設の在り方の見直しを進める中で、平成25年12月に策定した「茅ヶ崎市公共施設白書」を活用し、全ての公の施設を対象に個別の運営状況や利用者ニーズ等を考慮した個別具体的な改善計画を作成しながら、幅広い視点による検討を進めてまいりたいと考えております。

また、雑誌スポンサー制度につきましては、平成26年4月より実施しております。現在、4スポンサー様に御協力いただき、あわせて7誌を御提供いただいております。今後も利用者のニーズを把握し蔵書の充実に努めてまいります。

## 16. 市の文化財パトロールについては、市民の力を借りるなどして、年に複数回は文化財の状態確認ができるような体制を作ること。

(担当：社会教育課)

市内の文化財につきましては、市職員が中心となって文化財パトロールを定期的に行うとともに、台風や大雨時などにおいては随時点検を行っております。なお、文化財は屋内にあるものや屋外にある天然記念物など多種類が存在いたしますが、パトロール時においては、市内各所の地域で守られている指定文化財以外のものの確認についても、地域と共に行っております。また、市指定文化財の所有者・管理者とは、適宜連絡調整を行っております。

文化財のパトロールにつきましては、例えば、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業や文化資料館の自然や民俗調査時において市民と共に行っているところもございます。しかし、市民が中心となりパトロールを実施していく場合には、私有地への立ち入りや文化財への基礎知識の研修など、取り組まなければならない課題もあると思われまます。

より細やかな文化財のパトロールを行うため、市民とのパトロール体制について、今後検討してまいりたいと考えております。

## 17. 教材等学校備品の購入に関して、現場の実情に合わせ、その有効性を確認するとともに、公正で計画的な備品購入が図れるようシステムを構築すること。

(担当：教育総務課)

小中学校で使用する教材備品につきましては、毎年、各校の購入希望を聞きながら、義務教育教材購入費の中で予算を執行しております。備品の購入につきまして

は、一括して入札に付した場合のスケールメリットを優先し、各校での予算執行ではなく、教育委員会において事務手続きを行っており、購入する備品につきましても、平成23年度に文部科学省が策定した「教材整備指針」に準拠した物品であることを確認しながら購入しております。

今後につきましても、教育環境の充実が図れるよう計画的な備品整備に努めてまいります。

#### **18. 児童・生徒と教職員とが一緒に活動できる（本来の教育活動）時間を確保するためにも、教職員の業務を抜本的に見直すこと。**

（担当：学務課）

小・中学校では教育課程に基づく学習指導などの教育活動のほか、文書作成処理などの学校の内部事務に関するもの、各種団体との連絡調整などの渉外に関するもの等、多様な業務を行っており、それらを抜本的に見直すことは難しい状況にあります。教育委員会といたしましては、各種事業や調査については、学校現場の負担とならないよう調査内容等をよく精査し、依頼するよう努めるとともに各種事業や調査の主旨を生かし、回数や開催時期等の検討を進め、報告書等の簡素化に努めてまいります。

#### **19. 子ども若者プランの策定、地域協議会の設置等の支援体制を作ること。**

（担当：青少年課）

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が作成されました。

「子ども・若者育成支援推進法」に定められている基本理念は非常に範囲が広く、関係する機関も多岐にわたっております。

本市においても、福祉、保健、医療、雇用、教育の各分野において、「茅ヶ崎市総合計画」に基づき、子どもの生活支援、若者向けの就労支援への対応や青少年の健全育成などの事業をそれぞれの所管課で実施しております。

「子ども若者プラン」の策定、地域協議会の設置等の支援につきましては、現在、神奈川県で連絡会議を開催し、各ブロックで情報交換などを行っております。本市においては、まずは子ども・若者育成支援に関わる関係課において、定期的に会議を開催して国・神奈川県の制度や動向等の情報を共有し、それぞれの所管課が連携しながら施策を推進してまいります。

#### **20. 中学校完全給食の導入を図ること。**

（担当：学務課）

本市の中学校での昼食は、家庭からの弁当持参とミルク給食を基本としております。中学生は、運動量や体格の違いにより食事量も個人差が大きくなる時期である

ため、一人ひとりに応じた量、内容とすることが可能な家庭からの弁当持参が好ましいと考えております。

また弁当持参は、家族への感謝の気持ちや絆を深めるものでもあると考えております。

中学校の完全給食の実施には、新たに給食調理場もしくは給食センターを設置しなければならないため、給食調理場建設用地の確保が必要となります。財政面においても、施設整備や調理機器の整備に単独校1校あたり3億円から4億円の費用が見込まれ、維持管理費としては人件費や光熱水費だけでも1校あたり毎年4千万円ほどが想定されます。

学校施設の老朽化が進み、他に優先すべき事業が多くある中では、中学校での完全給食の実施は、現時点では考えておりません。

特に、給食につきましては、現在共同調理場から給食を配送している3校について、単独調理場を設置する事業を進めており、こちらを優先してまいりたいと考えております。

現在、家庭で弁当が作れない場合の補完事業として市内2中学校において、弁当販売の試行を実施しております。家庭で弁当を作れない場合の補完につきましては、今後も現在の弁当販売方法だけでなく広く検討を進めてまいりたいと考えております。

## V. 防災対策・危機管理について

### 1. 災害時、市民に必要な水及び食料の確保・供給についてさらに万全を期すこと。

(担当：防災対策課)

本市が行っている飲料水の確保対策としまして、飲料水兼用貯水槽（100トン水槽）を市内8か所に整備しております。さらに、現在、建て替え中の浜見平団地におきまして、平成26年度中に新たな飲料水兼用貯水槽を整備する予定となっております。

災害対策地区防災拠点（避難所）である小中学校には、受水槽及びプールがあり、受水槽の水については直接、プールの水についてはろ過することにより、飲料水や生活用水として活用することができます。

平成26年度における水の供給体制強化策としましては、各小中学校に250リットル給水タンク4セットの配備を行いました。食料確保対策としましては、各小中学校を中心にアルファ米を備蓄しております。備蓄食料につきましては、教室の配置変更等において余裕教室等が生じ、保管場所が確保できたときに増備しているところです。

また、災害対策地区防災拠点（避難所）のほかに、総合体育館、茅ヶ崎公園野球場の防災備蓄倉庫にも分散備蓄しており、さらに、平成26年度末までに北部地区

の備蓄を充実させるために堤地内に新たな防災備蓄倉庫を設置し、水、食糧や資機材等の整備を予定しております。

なお、災害対策地区防災拠点（避難所）等には、水や食糧等を備蓄しておりますが、災害発生の後、物資の輸送路やライフラインが復旧するまでの間を凌いでもらうため、7日間分を目安に備蓄していただくよう、防災訓練や市民まなび講座等において周知、啓発しております。

今後におきましても、備蓄場所の確保と、水、食料や資機材等の整備を進めてまいります。

## 2. 防災空間を確保するため、緑地・農地等の保全につとめること。

（担当：農業水産課、景観みどり課）

みどり（緑地）には、自然災害や火災などによる被害の緩和や防災機能、災害時の避難の場としての役割があります。みどりの保全・再生・創出を目指した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の中で、これらの機能や役割に着目した様々な施策により、みどりによる安全・安心なまちづくりを推進することとしております。

また、農地は農産物を生産する場として農業者の重要な財産であるとともに、美しい景観機能、多様な生物が生息できる環境機能、災害時の避難場の確保や火災の延焼拡大の防止機能等、被害の拡大を防ぐ防災空間としての機能を有するなど、多面的機能を持つと考えております。

この貴重な限られた農地を維持していくため、農地の保全に有効な相続税納税猶予制度や生産緑地制度などの対策が図られているところですが、都市化や農家の高齢化、後継者不足などの理由から、年々少しずつ減少を続けております。

そのため、農業者はもとより消費者・市民の皆様にも農地の保全に対する意識を高めてもらうため、生産者と消費者の相互理解を深める地産地消の推進や、農道・用排水路の整備・維持管理を促進するなど、ハード・ソフト両面から営農環境の維持・改善に努めてまいります。

また、平成24年度に策定しました「人・農地プラン」に、地域の中心と位置付けられた農業者への農地の斡旋や、耕作が困難となった地権者の農地を市民農園として開設する支援などにより、農地の保全と有効活用を神奈川県や農業団体、関係機関等と連携して進めてまいります。

## 3. 茅ヶ崎ゴルフ場について、環境と周辺住民の安全の観点から本市にとって重要な地域であることを十分に認識し、今後対応が必要な場合は、地権者や関係団体と協議を重ねより良い方策を講じること。

（担当：企画経営課）

茅ヶ崎ゴルフ場は、市街化区域内に位置し、環境保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要であると認識しております。

今後、現在の運営者以外の事業者による運営も含めてゴルフ場としての継続が不可能となった場合は、土地所有者である神奈川県等と新たな土地利用について十分な協議を行ってまいります。

その際には、本市の広域避難場所としての機能維持やみどりの保全等を十分に考慮し、市民の皆様の生活や本市にとって有益となるような土地利用が図られるよう働きかけてまいります。

#### 4. 地域防災については、自主防災組織の手引を活用し、地域の実情に合わせた具体的な取組みを支援すること。

(担当：防災対策課)

自主防災組織の役割や災害発生時に想定される行動をまとめたものとして、平成25年度に「自主防災組織活動の手引」を作成し、説明会を開催する中で各自主防災組織に配布いたしました。

手引の中には、それぞれの地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成するための基礎的な事項も記載しており、平成26年度は、マニュアル作成についての研修会を開催しているところです。

この研修会は、年間を通して3つのテーマを設定しており、これまで第1回テーマ「地域の災害リスクを正しく理解する」で計6回実施し約490名、第2回テーマ「自主防災組織の活動の流れをイメージする」で計8回実施し約400名の方々に参加いただいております。

今後、12月から1月末にかけて、第3回テーマ「活動マニュアル作成のポイント」で6回の開催を予定しており、すべての研修を終えたところで、これまでに検討した地域の災害リスクやそれに対する活動を踏まえたマニュアル作成について、自主防災組織ごとに取り組んでいただけるように支援してまいります。

自主防災組織ごとの活動マニュアルにつきましては、平成26年度末までの完成を目標としておりますが、完成した後には、地域において訓練等でマニュアルを活用していただき、検証を重ね、実情に即した内容となるよう支援を行ってまいります。

#### 5. 女性防災リーダーを計画的に増員すること。また、地域における防災リーダーの役割を検証し、防災および復興に有効な養成を行うこと。

(担当：防災対策課)

平成26年11月現在、1,557名の方に防災リーダーとして登録いただいております。このうち約30パーセントとなる464名の方が女性防災リーダーとして地域の中で活動していただいております。

地域の自主防災組織活動の中心的な役割を担う人材として防災リーダーを養成する中で、女性防災リーダーの積極的な養成を図っており、年2回開催している防災

リーダー養成研修会のうち、1回については、女性受講者の推薦について、地域の皆様に依頼しております。引き続き、女性防災リーダーの増員につながる取組を継続してまいります。

防災リーダーの活動には、周知啓発活動や避難誘導、避難所運営等があり、男女の防災リーダーそれぞれが連携することによって円滑な対応が可能となることから、引き続き、防災リーダーの養成を図ってまいります。

地域における防災リーダーの平時及び災害時の役割につきましては、平成25年度、市が作成した「自主防災組織活動の手引き」において示すとともに、平成26年度に実施しております自主防災組織活動マニュアル研修会の中で、各自主防災組織の皆様に地域に即した活動を考えていただいております。

具体的には、平時においては、避難所ごとに定められている避難所運営マニュアルの把握や避難所運営に必要な資機材の取扱い方の習得、簡易な救助活動等を身につけていただき、それらを災害時において、避難所運営や応急復旧活動等の場面で発揮していただきたいと考えております。

避難所打合せ会やフォローアップ研修会、地区防災訓練等において、防災リーダーの知識、技術を高め、地域防災力の更なる向上につなげてまいります。

また、日頃から行う減災への取組が迅速な復興につながるものと考えており、防災リーダー養成研修会において、まちづくりを担当しております都市部の取組の紹介や講話を取り入れる等、各部局と連携した内容も検討してまいります。

## 6. 防災リーダー研修会について、日程等に工夫し、より多くの方が研修を受講できるような体制づくりを検討すること。

(担当：防災対策課)

現在、防災リーダー養成研修会につきましては、土曜日と日曜日の連続した2日間で年2回、6月と2月に開催しており、年間で約160名の方に受講していただいております。

開催日程につきましては、受講者へのアンケートにおいて約44パーセントを占めます「現在の日程で良い」という意見を尊重しながら開催しておりますが、その他に、約20パーセントの「隔週等、連続しない日程での開催」や、約11パーセントの「平日開催」という意見もございます。

そこで、平成27年度の開催につきましては、これまでと異なる日程での開催や訓練指導員が地域に出向いてのフォローアップ研修会の開催等について検討し、より多くの方に受講していただけるよう努めてまいります。

また、防災リーダー研修の一環として位置づけている防災講演会につきましては、年1回、防災とボランティア週間に開催おりますが、より多くの防災リーダーの方に参加していただけるように、自主防災組織会長を通じて周知していただいているところです。

今後におきましても、各研修会に防災リーダーの方が参加しやすい仕組みを検討してまいります。

7. 災害発生時を想定し、公園を含む全ての公共施設について、災害時に使用できるトイレを整備し、またトイレの機能を維持するための備品を設置すること。また、同種の備品を一般家庭でも準備するよう広報に努めること。

(担当：防災対策課)

災害発生時における断水や下水道配管の損傷等を想定し、本市ではトイレ対策を積極的に進めております。

避難所となる小中学校におきましては、仮設トイレを配備するほか、汚物処理セット（便袋、高分子吸収パッド、凝固剤入り）を余裕教室や体育館倉庫等に配備を進め、グラウンド等に設置されている屋外トイレも、随時、便槽付きの仕様に変更しております。

市が管理する公園のトイレにつきましては、井戸水の活用や便槽付きトイレに仕様を変更して行くとともに、倉庫等が隣接している場合は、汚物処理セットの配備を進めてまいります。

その他、公共施設につきましても、汚物処理セットの配備を進め、災害時に施設の機能が活用できるよう努めてまいります。

また、一般家庭でのトイレ対策の啓発につきましても、地区防災訓練、まなび講座、防災リーダーや自主防災組織に対する各種研修会をはじめ、広報紙等の紙媒体を活用しながら継続的に周知・啓発を行ってまいります。

8. 自助・共助・公助の観点からも、地域住民が防災情報をより身近で得られるように対応すること。

(担当：防災対策課)

災害情報を発信する手段として、現在、防災行政用無線、戸別受信機、防災ラジオ、tvkデータ文字放送、ちがさきメール配信サービス、通信事業者による緊急速報メール、ホームページ、ツイッターといった様々な手段を用いて災害情報を発信しているところです。

このような、多様な手段で災害情報を入手できることについて、引き続き周知に努めるとともに、新たな情報伝達手段についても調査・研究し、今後も、災害情報の伝達体制の強化に努めてまいります。

9. 耐震補強工事を要する住宅への補助については、賃貸住宅、集合住宅等も含め拡充し、制度利用について市民に分かり易く周知すること。

(担当：建築指導課)

本市では、「茅ヶ崎市耐震改修促進計画及び実施計画」を策定し、本計画に基づき

建築物の耐震化を推進しております。木造戸建て住宅の耐震化率が低い状況にあるため、この計画の中で「木造住宅耐震改修事業」を最優先に進めております。賃貸住宅や賃貸集合住宅に関しましては、家賃収入のある事業であることから建物所有者の方に耐震診断や耐震改修を行っていただきたいと考えております。

なお、区分所有のマンションに関しましては、平成24年度より耐震診断に対する補助制度を創設しており、改修に関する補助金につきましては、県内近隣市の動向を踏まえ調査・研究してまいります。

また、制度利用につきましては、広報紙特別号「耐震ちがさき」の発行、旧耐震建築物の所有者等への補助制度の通知等を活用しながら様々な機会を捉えて市民に分かりやすく周知・啓発を図ってまいります。

## 10. 各消防団分署の施設および備品等の設備を充実させること。

(担当：警防課)

平成25年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行されたことを受け、「消防団の装備の基準」が一部改正・告示されました。

平成26年第4回市議会定例会に消防団の装備品の充実強化を図るために補正予算を計上いたしました。

内容は、活動時の安全装備品として全ての団員に救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク及び耐切創性手袋などを、また救助活動及び救急活動に使用するチェーンソー、エンジンカッター、救助用ゴムボート及び自動体外式除細動器（AED）などを各分団に配備する計画をしております。

消防団の器具置場においては、平成26年度は第13分団（室田地区）、平成27年度には第7分団（西久保地区）の地下ピットに防火水槽を備えた器具置場を建設するため準備を進めております。

## 11. ゲリラ豪雨等による市内各所の浸水対策を計画的に実施すること。

(担当：下水道河川建設課、下水道河川管理課)

本市の浸水対策は、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき雨水幹線・ポンプ場施設整備を計画的に行っております。

雨水幹線の整備につきましては、平成26年度は約343メートルを実施しているところであり、平成27年度は、約227メートルを予定しております。

ポンプ場整備につきましては、平成26年8月には新千ノ川橋ポンプが完成し、平成27年度からは萩園雨水幹線の下流側に位置しております今宿ポンプ場のポンプ増設工事を2か年で整備する予定となっております。

しかしながら、市内各所で発生している浸水区域の軽減対策につきましては、整備完了までに長期間を要する箇所もあるため、短期的に対応できることなどは効率

的効果的に行ってまいります。

また、河川整備につきましても「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」に基づき、平成23年度には千ノ川の護岸拡幅工事を共同給食調理場付近で実施し、平成24年度は矢畑地内の用地買収等を行っております。平成26年度から2か年の予定で用地買収が完了した区間の護岸拡幅工事を推進してまいります。

平成26年度の台風等の降雨に対して、市内各所の冠水箇所や地域の皆様からいただいた情報を基に雨水管路の現地調査を行い、不具合がある箇所については、修繕や浚渫を実施してまいります。

## 12. 避難所、防災倉庫設置場所等のいっ水対策を優先して実施すること。

(担当：下水道河川建設課、防災対策課)

災害対策地区防災拠点（避難所）である市内32の小中学校におきましては、避難生活を想定した中で必要と思われる毛布等の備蓄物資や簡易トイレ等の資機材を、防災備蓄倉庫等に配備しております。

防災備蓄倉庫につきましては、土台によりかさ上げがされておりますが、グラウンド等の屋外に設置してあることから、食料、毛布、トイレセットなど避難者が直ちに使用する資機材はあらかじめ、屋内の余裕教室や体育館内の上階にある倉庫等への分散備蓄を進めております。

強い台風等による被害として、防災倉庫内への浸水も考えられることから、事前に安全な場所への移動を行うなど、必要な対策を実施してまいります。

いっ水対策については、家屋等への浸水が生じる箇所、道路冠水による通行止めで緊急車両やバス運行等の影響が大きい箇所、通学路や避難所に指定されている箇所など、様々な点から優先順位を付け、効率的・効果的に河川や公共下水道(雨水)の整備を実施してまいります。

## 13. 厚木基地における航空機騒音等に関する防音設備の設置やNHK受信料減免対象地域の拡大に向け、政府等関係機関に働きかけること。

(担当：広域事業政策課)

航空機騒音に関する住宅防音工事の対象区域拡大やNHK受信料減免対象区域拡大につきましては、厚木基地騒音対策協議会構成市と連携して、引き続き防衛省へ働きかけてまいります。

## VI. 道路整備について

### 1. 東海岸寒川線について、全線の整備促進を早期に図ること。また、同線周辺地域の交通安全に関して、地域住民と十分な協議を行うこと。

(担当：道路建設課、安全対策課、学務課)

東海岸寒川線につきましては、計画延長6,050メートルのうち62パーセント、延長3,751メートルの整備が完了しております。

平成25年度より、東海岸寒川線と桜道が交差する幸町交差点におきまして、桜道のバリアフリー化に併せ、交差点改良として歩道新設や右折レーン設置の計画を進めており、平成27年度は用地買収に着手する予定となっております。

また、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」では、未整備区間のうち、みずき交差点から小出中央通りまでの延長290メートルを第1期整備区間、桜道から鉄砲道までの延長770メートルを第2期整備区間、残りを第3期整備区間と位置づけております。今後も、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」と整合を図りながら、同プログラムに基づいて事業を進めてまいります。

東海岸寒川線周辺地域の交通安全につきましては、通学路になっている箇所も多くあり、地域の皆様や学校とともに現地確認や協議が必要であると認識しております。

通学路の安全確保につきましては、各学校において、日頃から保護者や地域の方に交通安全の御協力をいただくとともに、教職員や保護者、地域の青少年団体等の協力を得て危険個所の調査・点検を行い、その結果をもとに平成26年度の通学路改善要望調書が提出されております。

要望書の提出を受け、交通安全対策を総合的に協議・検討し、連携する場である茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議の取組として、庁内関係課が学校または現場に赴き点検を行い、学校及び保護者等と対策について協議を行い、改善を図ってまいりました。また、市民の視点から危険度を把握していくため、新たにヒヤリハット項目を追加し、通学路改善の客観的な分析の資料として、交通安全対策を総合的に協議・検討してまいりました。

平成27年度におきましても、教職員や保護者の皆様に通学路改善の効果や課題について確認しながら、情報の共有化を図ってまいりたいと考えており、地域の方はもとより、学校、保護者、茅ヶ崎警察署及び関係部署と連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んでまいります。

## 2. 市内交通の渋滞解消を図るため、新湘南バイパスの相模川の架橋、西湘バイパスへの接続、新湘南バイパスの無料化など、事業促進をさらに図るよう国県に強く働きかけること。

(担当：広域事業政策課)

国道1号茅ヶ崎駅前の渋滞の緩和策として、国土交通省及び中日本高速道路株式会社により、国道1号のバイパス道路である新湘南国道の茅ヶ崎海岸インターチェンジから西湘バイパスまでの区間の整備が、平成32年度の供用開始を目途に進められております。

新湘南国道につきましては、1日平均約2万台の交通量がございしますが、約10キロで400円という料金体系もあって利用が伸びず、国道1号の渋滞に拍車

をかけている状況でございます。

また、平成22年6月から平成23年6月末まで実施された国土交通省による高速道路無料化社会実験の結果、新湘南国道の交通量は約2倍に増加し、並行して走る国道1号の交通量が約2割減少したことにより、渋滞緩和や交通事故件数も減少する等大きな効果があったものと認識しております。

市といたしましては、国道1号の交通渋滞を緩和するため、既に供用されている新湘南国道の更なる利用拡大が不可欠であると考えており、無料化社会実験における高速道路や一般道路の渋滞等の変化や地域経済への効果等の測定結果を踏まえ、道路網を最大限活用できるような料金体系の構築について、引き続き関係機関へ強く要望してまいります。

### 3. 人に優しい歩行者空間確保のための、車道と段差のない歩道整備を全市的に行い、さらに歩道にベンチが置けるスペースを確保し、高齢者などベンチで休憩ができるような配慮をしつつ実施していくこと。

(担当：道路建設課、道路管理課)

道路の新設や歩道の拡幅整備におきましては、平成25年4月1日に施行した「茅ヶ崎市移動円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」の規定により、バリアフリー化した歩道を整備しております。今後も、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に基づき事業を進めてまいります。

既存の道路の歩道におきましては、車道より歩道が20センチメートル高いマウントアップ形式で整備されている路線が大部分を占めており、沿道敷地の地盤高が固定されているため、歩道の改良には課題がありますが、近年、鉄砲道や柳島通りを中心に交差点の歩道巻き込み部の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの再設置、平坦部の連続性の確保などを実施しております。

また、ベンチの設置につきましては、歩道の有効幅員が2メートル以上確保でき、通行の支障にならない等、ベンチの設置がスペース的に可能で、周辺や隣接の協力が整った箇所を選定する必要があることから、設置にあたっては地元自治会や隣接地権者と協議しながら検討してまいります。

なお、既存の歩道で、植樹帯があり歩行者等の通行に支障がないバス停等への設置は、比較的、近隣の同意が得やすいことから、平成26年度よりベンチ設置の取組を始めたところです。

今後も、人に優しい歩行者空間確保のため、バリアフリー化した歩道の整備やベンチの設置に取り組んでまいりたいと考えております。

### 4. 以下について早急に整備を進めること。

- ① 矢畑萩園線及び遠藤茅ヶ崎線の歩道拡幅について、全線歩道段差のない形で早期に整備を図ること。

(担当：道路建設課、広域事業政策課)

矢畑萩園線等、市道の歩道拡幅を実施する際は、平成25年4月1日に施行しました「茅ヶ崎市移動円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づいて、バリアフリー化した歩道の整備を行っております。

矢畑萩園線の新鶴嶺橋から産業道路までの区間につきましては、平成25年度より用地買収に着手し、平成26年度は用地買収を行うとともに、平成27年3月の供用を目指し新鶴嶺橋の南側に人道橋の架設を進めております。

今後も、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」と整合を図りながら、事業を進めてまいります。

また、矢畑肥地力交差点から新鶴嶺橋までの区間につきましては、平成3年度に着手し、平成24年度の歩道拡幅工事により用地買収率及び整備率が約86パーセントとなりましたが、それ以降は地権者との用地交渉が難航し、やむを得ず事業を一時休止している状態です。

道路予定地については、道路法により土地利用に制限をかけており、工作物の新設や改築などの際は道路予定地の利用ができなくなっておりますので、今後は建替えなどが行われる時点で用地交渉を再開したいと考えております。

県道404号（遠藤茅ヶ崎）の歩道整備につきましては、高田ニュータウン交差点から赤羽根交差点までの区間は、一部の区間（高田バス停付近）を除き既に整備が完了していることから、現在、神奈川県により赤羽根交差点以北の用地買収及び工事が進められております。

今後の整備予定箇所につきまして、神奈川県に確認しましたところ地権者からの御協力をいただく中で、段差のないセミフラット形式での整備を進めていくとの回答をいただいております。平成26年度の事業予定は、甘沼地区においての用地取得及び歩道整備工事を実施する予定とのことでございます。

市といたしましても、歩行者の安全性が高められるよう、引き続き早期の歩道整備について神奈川県に要望してまいります。

## ② 国道一号線の十間坂交差点から梅田小学校正門付近までの道路について、大型車の進入規制等の交通規制をかけるなど、歩行者・自転車の安全対策を至急に講じること。

（担当：安全対策課）

十間坂交差点から梅田小学校正門付近までの区間の梅田通りの安全対策につきましては、平成25年度、地域の皆様、茅ヶ崎警察署及び市関係課職員により、「まち歩き」を実施し、地域の交通環境について情報共有するとともに、地域の皆様の御意見を反映した注意喚起看板の増設をいたしました。

また、地域の皆様より御要望のございました、40キロメートルから30キロメートルへの速度規制の変更につきましては、平成26年11月26日に標識が設置され、速度の規制変更が実施されました。

平成27年度におきましても、歩行者や自転車の安全対策に重点を置き、地元の皆様や茅ヶ崎警察署と連携して、安全対策について協議・検討を行ってまいります。

**③ 雄三通り全線について、段差のない歩道を早期に整備すること。**

(担当：広域事業政策課)

県道310号(通称「雄三通り」)につきましては、神奈川県藤沢土木事務所が管理しておりますが、本市ではこれまで安全・安心な道路とするために、早期の道路拡幅や歩道整備について神奈川県に対して要望してまいりました。

神奈川県では厳しい財政状況等により早期の整備は困難な状況であり、当面の対策として、歩道上の側溝蓋の補修や歩道切り下げ部分の横断勾配を緩やかにするなど、歩行者が歩きやすいよう波打ちの少ない歩道整備に努めてまいりますとの回答を得ているところでございます。

しかしながら、本路線は、歩行者等の安全確保に向けた整備に対して、市民要望が非常に高いことから、今後、地元の皆様と合意形成を図りながら整備手法について検討してまいりますとともに、交差点改良等の暫定整備の可能性などについて検討し、引き続き神奈川県に対して整備の要望を行ってまいります。

**5. 新国道線工事について丸子・茅ヶ崎線から東海岸寒川線までの建設を早期に実現すること。**

(担当：道路建設課)

都市計画道路新国道線の県道45号(丸子・中山・茅ヶ崎線)から東海岸寒川線までの延長922メートル区間につきましては、平成12年度に事業認可を受け、用地買収に着手し、平成26年度末の買収率は約87パーセントとなる見込みであり、今後も用地買収を進めてまいります。

また、国、神奈川県の協力を得て、国道1号の渋滞改善やさがみ縦貫道の開通による交通状況の変化を勘案し、茅ヶ崎市内の交通改善対策の検討を行った結果、当区間の整備は有効性が高く、優先的に整備を進める路線として認識を共有したところです。

今後、当区間の早期整備を図るため、事業の進め方や支援策等について、神奈川県と協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

**6. 市民の生命を守るため、公道における市民の安全確保責任主体である茅ヶ崎市として生活道路での4ウェイトップの実施、速度抑制デバイス(ハンプ等)、速度監視システムの設置の早期実現に向けて関係機関に強く働きかけること。**

(担当：安全対策課、道路管理課)

速度抑制の対策につきましては、市民集会や小学校ごとに行われる通学路改善要望により、市民の皆様より御意見・御要望をいただいております。

具体的な対策につきましては、舗装材の色の変化や車道が凸型に盛り上がっているように見えるシートの貼り付け等のイメージハンプや「速度落とせ」の路面標示の実施をしております。交差点の注意喚起としましては、交差点マークの路面標示、自発光式の交差点鋸の設置やカラー舗装の実施など、自治会や学校関係者などの皆様と協議を行い安全対策を実施しております。

なお、生活道路における4ウェイストップにつきましては、茅ヶ崎警察署に問い合わせましたところ、現行の道路交通法において、優先道路や左方優先などの決まりがあることから、実施は困難との見解です。

また、速度監視システムの設置につきましては、警察庁における有識者会議で協議を行っており、現在、埼玉県警察本部が試験的に導入しております。

神奈川県警察本部では、現在、全国的な動向を注視しているとのことです。

今後も茅ヶ崎警察署から情報の収集を行い、速度監視システムの導入について働きかけてまいります。

## 7. 県道404号線（遠藤－茅ヶ崎以東）の計画を明らかにするよう県に強く求めること。

（担当：広域事業政策課）

県道404号（遠藤茅ヶ崎）につきましては、現在神奈川県藤沢土木事務所により赤羽根交差点以北の歩道整備に伴う用地買収及び工事が進められており、歩道幅員2.5メートルの段差のないセミフラット形式での整備が進められております。

しかしながら、現在の神奈川県の計画では堤坂下交差点以北の歩道整備計画が示されていないことから、新規箇所の位置づけを含め、早期の整備を神奈川県へ要望するとともに、安全・安心な道路整備に向けて、事業に協力してまいります。

## 8. 通学路の安全対策に関しては、各学校や自治会から情報を得るなどして、徹底した調査を行い、そのデータを緊急度・危険度・費用対効果など、客観的な分析に基づく整備計画を策定し、保護者や地域住民に見てわかる取り組みを行うこと。

（担当：学務課、安全対策課、道路管理課）

通学路の安全につきましては、平成26年度におきましても、保護者や地域の皆様に交通安全への御協力をいただくとともに、教職員や保護者、地域の青少年団体等の協力を得て通学路の危険箇所の総点検・調査を各学校において行ってまいりました。

平成26年度におきましては329件の要望を受け、平成26年8月から10月に、交通安全対策を総合的に協議・検討し連携する場である茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議の取組として、庁内関係課が学校または現場に赴き点検を行い、学校及び保護者等と対策について協議を行い（改善を図ってまいりました）ました。

今後も学校や保護者の皆様に通学路改善の効果や課題について確認しながら、情

報の共有化を図ってまいりたいと考えており、庁内関係課が地域の皆様はもとより、学校及び保護者、茅ヶ崎警察署と連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んでまいります。

9. 行谷地区「下寺尾・芹沢線」浄水場近くの狭く見通しの悪い道路について、土地買収済で道路計画はあるものの平成32年までの計画には入っていないが、事故も多く早急な道路整備を行う必要がある。事故防止の観点からも計画の前倒し等の対策を行うこと。

(担当：道路建設課、道路管理課)

下寺尾・芹沢線の浄水場近くの狭く見通しの悪い区間につきましては、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」では事業実施時期は未定となっております。同プログラムは中間年次である平成27年度と最終年度に向けた平成31年度、平成32年度に検証を行い、必要に応じ、見直しや改定を行ってまいります。

また、本格的な整備を行うには、かなりの時間を要することから、現道上における安全対策として、道路幅員が狭い区間において、可能な範囲で舗装幅を広げ、有効幅員の拡大を図ってまいります。

10. 市内全域に於ける老朽化した舗装道路について、路面の荒れ具合、水はけの悪さ等を調査の上、計画的にメンテナンスを実施すること。特に、通学路となっている道路への対応は速やかに行うこと。

(担当：道理管理課、道路建設課、広域事業政策課)

本市が管理する幹線道路につきまして、平成27年3月末の公表を目標に策定を進めている「(仮称)茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」の中で、路面の損傷状況を把握し、修繕の履歴、交通量等を基に、補修の時期や規模、優先度をとりまとめております。今後、同計画に基づいて計画的にメンテナンスを実施してまいります。

また、幹線道路以外の生活道路につきましては、損傷の状況に応じて段階的な維持管理作業を実施しており、日常のパトロールによる舗装の穴あき箇所の発見や市民の皆様から頂く情報を基に緊急補修作業を実施し、補修箇所が集中して多数ある場合には、小規模での部分的な舗装打替え作業を実施しております。さらに道路管理者としての判断や地域住民・市民集会の御要望等を踏まえ、路線として対策区間の設定を行い舗装打替え工事の実施等、状況に応じた補修・修繕作業を心掛け実施しております。

国道、県道を所管しております国土交通省横浜国道事務所や神奈川県藤沢土木事務所では、定期的な道路パトロールの実施や関係市町、市民の皆様からの通報等に対応すべく道路の維持管理に努めているところでございます。

市といたしましても、引き続き地域の皆様からいただいた情報や危険箇所を発見した際には、迅速に関係機関に伝えるとともに、国や神奈川県に対し早急な報告を

実施してまいります。

**11. 県道45号線矢畑1063番地付近の横断歩道設置について、茅ヶ崎警察署と神奈川県藤沢土木事務所が連携して早期に実現できるよう働きかけること。**

(担当：広域事業政策課、安全対策課)

横断歩道設置に係る要望書につきまして、平成25年9月11日、矢畑自治会長、矢畑第一・第二・第三真寿会各会長、矢畑子どもの会会長及び矢畑民生委員代表の連名により市に提出されており、市は設置についての依頼書を添えて茅ヶ崎警察署長に提出しております。

現在、県道45号の道路管理者である藤沢土木事務所と茅ヶ崎警察署が協議・検討を行っているところです。

今後も早期実現できるよう関係機関等へ働きかけてまいります。

## **VII. 公共施設再整備について**

**1. 公共施設の再編については、厳しい財政状況のなかで、市民・市職員・各公共施設関係者の安全確保を第一として将来の茅ヶ崎市の状況をも勘案しながらの優先順位付けをおこない、効率的な再編を計画的に実現していくこと。**

(担当：施設再編整備課)

社会・経済情勢の変化の中にあっても、市民の皆様が安心して公共施設を利用していただくためには、計画的かつ速やかに施設の再整備に取り組む必要があります。そこで、「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画」の策定の時期に合わせて、市民生活に大きな影響を与えないこと、耐震性能の課題が多い公共施設から再整備することを基本に、事業費の財政負担の平準化を図り、かつ、再整備の時期、規模、内容、財源などの基本的事項を改めて見直し、これらの施設の最適な再整備の在り方について平成25年3月に「公共施設整備・再編計画（改訂版）」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき効率的な施設整備を行ってまいります。

なお、平成27年度には、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」の策定に合わせて「公共施設整備・再編計画（改訂版）」の事業計画シミュレーションの検証を行ってまいります。

**2. 市役所周辺の駐車場有料化については、障がい者・高齢者等交通弱者の利便性と経済的な負担軽減を図ること。**

(担当：安全対策課)

平成28年1月の新庁舎の供用開始に合わせ、茅ヶ崎駐車場、市役所新庁舎駐車場、茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市民文化会館の各駐車場を一体的に利用できるようにすることで、市民の皆様の利便性の向上と併せて有料化の実施を予定しております。

ます。

利用料金の減免につきましては、市役所、総合体育館、市民文化会館を用務等で利用する身体障害者手帳の交付を受けている方、知的障害者更正相談所の判定により知的障害者とされた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、難病の医療受給者証の交付を受けている方及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の交付を受けている方が対象となっております。

また、障害者、高齢者等の利便性につきましては、優先スペースの設置や分かりやすい案内表示など、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

## VIII. その他

### 1. 零細・中小・未組織労働者に対する金融助成制度を一層充実させること。また、一般預託金を大幅に増額し、住宅利子補給制度の期間を延長すること。

(担当：雇用労働課)

零細・中小・未組織労働者に対する金融助成制度につきましては、茅ヶ崎市勤労者生活対策資金融資制度を実施し、勤労者に対し、低利での貸付を行っております。平成26年度につきましては、貸付限度額を200万円から300万円に拡充するとともに、貸付メニューに「職業能力の開発に要する費用、ボランティア活動に要する費用、余暇活動に要する費用」を追加し、制度の充実に努めております。

なお、預託額につきましては、現在の貸付総額からの必要額を算出しており、増額の予定はございません。

また、住宅資金利子補給制度につきましては、一般財源の「補助金及び交付金」での支出となっており、財政状況が厳しい中ですが、必要な予算の確保に努めてまいります。

### 2. 厳しい経済情勢下、特に若者や女性に対して実効ある雇用対策を促進すること。

(担当：雇用労働課、男女共同参画課)

女性の雇用対策といたしましては、平成26年度は国による女性の活躍を目指した取組を受け、平成27年1月から2月の間に神奈川県との共催などにより女性の就労を支援する講座を開催いたします。

今後につきましても、子育て等を理由に離職している女性を対象とした、再就職に必要となるパソコン、面接、自己PRの技法、さらに両立支援に向けた相談や情報提供など、支援する女性の状況に応じた具体的なスキルアップの講座等を引き続き実施してまいります。

就職活動支援事業につきましては、市内中小企業を対象とした「若者のための企業説明会」の実施や、茅ヶ崎市勤労市民会館において講座やセミナーの開催、カウンセリングなどを実施しております。平成25年度からは新たに「理系学生のため

の企業見学会」を実施し、求職者と企業のマッチングを進めております。

神奈川県との「若年者就職支援プログラム」の共催、ハローワーク藤沢と近隣2市1町との「湘南合同就職面接会」の共催など、関係機関と連携し、事業を展開しております。

また、平成25年10月より、茅ヶ崎市勤労市民会館において、求職者のタイミングに合わせて受講できるよう、毎週「就職支援ミニ講座」を試行実施したところ好評だったため、平成26年度からは本格実施しております。さらに、平成26年度は就職に向けた技術の習得を支援するため、神奈川県職業技術校と連携し、「見学及び体験バスツアー」を試行いたします。今後も実効性について検証しながら、事業を推進してまいります。

### 3. 公民連携の推進にあたっては、行政が担うべき部分、市民・企業・団体・地域が担う部分の区分基準を作成し、協働事業のあり方を明確に示した上で市民と市との相互理解と合意に基づき、あらゆる面で真に市民と市が対等な立場で責任を持って協力して事業推進ができる体制を構築すること。

(担当：市民自治推進課、企画経営課)

「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に掲げた新しい市政の基軸の1つである「新しい公共の形成」を実現するため、多様な主体の自立的活動や行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりをこれまで以上に推進する必要があります。

公民連携の推進につきましては、市民活動団体、地域組織、社会福祉法人等の団体や民間事業者、行政が適切な役割分担を行い、明確な事業領域を定めることが必要となります。

また、協働推進事業については、本市が新しい公共の形成を進めていく中で、より効果的に機能する枠組みに改善していくことで、市民活動による市民サービスの提供をこれまで以上に地域に根付かせていくことを目的に、現在制度の見直しを行っているところです。

制度の見直しでは、これまでの取組の検証を行うとともに、今後の協働推進事業の在り方を明確にしてまいります。

### 4. 指定管理者制度については、施設の設置目的が最も効果的に達成できることが第一であり、事業者の選定にあたっては、十分配慮した選考が行われるよう、選考委員、公募の方法、透明性の確保などについて、現在の制度を検証すること。

(担当：企画経営課)

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによ

り、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するためのものです。

本市における指定管理者制度は、「指定管理者制度の導入に関する基本的考え方」に沿った運用を行っており、事業者の選定に当たっては外部有識者を含む「指定管理者選定等委員会」を開催しており、透明性は確保できているものと考えております。

今後は、「公民連携推進の基本的な考え方」に基づき、更なる指定管理者制度の活用に向けて、既に制度が導入されている施設だけでなく、直営施設に関しても民間活力の活用の可能性を調査するとともに、現在の制度を検証し、民間事業者等が積極的に応募できる方策や、より効果的かつ効率的な審査等が行えるよう、引き続き検討を行ってまいります。